

令和 5 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月14日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
報告第1号の上程、報告	6
・報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める	
ことについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・同意第2号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める	
ことについて	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・議案第11号 小本漁港水門補修(その1)工事の請負契約の締結に関し議決	
を求めることについて	
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	11

・議案第12号 小本漁港水門補修（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第10号の上程、説明、委員会付託	13
・議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
・議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について	
・議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）	
・議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
・議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）	
・議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）	
一般質問	17
8番 坂本 昇議員	18
3番 畠山昌典議員	27
13番 八重樫龍介議員	37
4番 畠山和英議員	44
散会の宣告	57
第2号（12月15日）	
出席議員	59
欠席議員	59
職務のため議場に出席した者の職・氏名	60
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	60

議事日程	6 1
開議の宣告	6 3
議事日程の報告	6 3
一般質問	6 3
6 番 三田地久志議員	6 3
7 番 林崎寛次郎議員	7 5
2 番 佐藤安美議員	8 3
散会の宣告	8 8

第 3 号 (12月19日)

出席議員	8 9
欠席議員	8 9
職務のため議場に出席した者の職・氏名	9 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	9 0
議事日程	9 1
開議の宣告	9 3
議事日程の報告	9 3
議案第1号～議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 3
・議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
・議案第 2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について	
・議案第 4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)	
・議案第 5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
・議案第 6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
・議案第 7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)	

・議案第 8 号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）	
・議案第 9 号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）	
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
・議案第13号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
・議案第14号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）	
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
・請願第 1号 令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願	
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
・発議案第2号 令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する意見書（案） の提出について	
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
・発議案第3号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休 戦を求める決議について	
閉会の宣告	116
署名	117

令和 5 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 5 年 1 2 月 1 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 1 2 月 1 4 日 午 後 2 時 1 4 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 1 人 欠 席 2 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	×
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	×
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	税 務 出 納 課 総 括 室 長	田 鎖 雅 樹
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年12月14日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第5 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第6 同意第2号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第7 議案第11号 小本漁港水門補修(その1)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第8 議案第12号 小本漁港水門補修(その2)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第9 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第10 議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について

日程第12 議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第 1 3 議案第 5 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 10 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 9 一般質問

散会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和5年第4回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、早川ケン子さんと10番、三田地和彦さんから所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、合砂丈司さん、12番、三田地泰正さん、13番、八重樫龍介さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月11日、議会運営委員会で決定を見たものであります。本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から12月19日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会定例会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会・定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、報告第1号の報告を行います。

報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について報告を求めます。

報告第1号は、三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年10月16日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町小本字大牛内324番地9の旧岩泉町立小本小学校大牛内分校の校庭において発生した電気通信線切断事故に係る電気通信設備に与えた損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額。2万3,740円。

2、和解及び損害賠償の相手方。住所、宮城県仙台市若林区五橋3丁目2番1号。氏名、東日本電信電話株式会社宮城事業部、執行役員、宮城事業部長、須藤博史様でございます。

次のページに参考資料といたしまして事故の概要をおつけしております。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第5、同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、山下洋一郎。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町固定資産評価審査委員会委員、山下洋一郎が令和6年3月3日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、同意第2号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第2号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、下向秀夫。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町固定資産評価審査委員会委員、下向秀夫が令和6年3月4日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、議案第11号 小本漁港水門補修（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第11号 小本漁港水門補修（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港水門補修（その1）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。小本漁港水門補修（その1）工事。

2、工事場所。岩泉町小本字小掛地内。

3、契約金額。8,779万2,100円。

4、請負者。住所、盛岡市中央通3丁目3番2号。氏名、株式会社IHIインフラ建設北東北営業所、所長、藤島宏昭。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港水門補修（その1）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和5年12月15日着工予定、令和6年2月28日完成予定としていますが、国の事業繰越承認後に工期を延長する予定となっております。

工事概要は、直流電磁ブレーキ、管理用歩廊、らせん階段及び扉体仮受鋼台等の工場製作工を行うものがございます。補修部位は、下の正面図中及び平面図中に着色している部分となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） この工事をやっている間に、水門を活用しなければならない事態が起きたときに、そこの部分についての対応というか。増水したり、海からの水が来たときに、この水門を使わなければならないと思うのですが、そのときへの対応というのはできるのかどうかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉理地域整備課長、答弁。

○地域整備課長（日吉 理君） 河川の増水ですとか、そういった際の対応策ということになりますが、水門を全部閉鎖することではなくて、仮受鋼台というもので下のスペースを確保して、川からの増水時には海のほうに流れていったりというような形で対策を講じるというようなことで考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、議案第12号 小本漁港水門補修（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第12号 小本漁港水門補修（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港水門補修（その2）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。小本漁港水門補修（その2）工事。

2、工事場所。岩泉町小本字小掛地内。

3、契約金額。1億2,670万7,900円。

4、請負者。住所、盛岡市中央通3丁目3番2号。氏名、株式会社IHIインフラ建設北東北営業所、所長、藤島宏昭。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港水門補修（その2）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和5年12月15日着工予定、令和6年3月31日完成予定としていますが、国の事業繰越承認後に工期を延長する予定と

なっております。

工事概要は、開閉装置機械台、機側操作盤等の工場製作工及びらせん階段、扉体仮受鋼台等の据付け工を行うものでございます。

補修部位は、下の正面図中及び平面図中に着色している部分となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 工事期間の説明ですが、先ほどのやつと同じ事業繰越承認後の工期延長ですけれども、先ほどのやつは2月、今度のやつは3月でございますが、この説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 現在提案しておりました工期の関係なのですが、その1工事につきましては令和4年度の国の補正予算で交付決定を受けたもので、既に今明許繰越しというふうな状態になっております。それで、その承認をいただいている部分が2月末までというふうなことで承認を受けているというような状況でございます。

その2工事につきましては、令和5年度、今年度の当初予算の交付決定を受けたものということで、こちらについては3月末までの一応事業の期間ということで承認をいただいておりますので、それぞれ一緒に繰越承認、事故繰越及び明許繰越しというような手続を取りたいなということで、県のほうと調整している状況ですけれども、今繰越しの承認をいただいている時期が2月末までということで、工期がばらばらになっているというのはそういう状況でございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第10号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の給料の額等を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について。

岩泉町歴史民俗資料館条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町歴史民俗資料館の位置を変更し、併せて管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,286万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億4,586万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ925万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,985万2,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,809万1,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,544万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,202万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億244万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億857万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)、第1条、令和5年度岩泉町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、令和5年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、(既決予定額)、2億4,282万8,000円、(補正予定額)、マイナス9,664万2,000円、(計)、1億4,618万6,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、(既決予定額)、4億1,371万円、(補正予定額)、マイナス503万6,000円、(計)、4億867万4,000円。支出、第1款水道事業費用4億3,751万5,000円、マイナス2,036万8,000円、4億1,714万7,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額60万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額60万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額767万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万2,000円及び引継金549万8,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決予定額)、4億1,886万4,000円、(補正予定額)、マイナス1億378万1,000円、(計)、3億1,508万3,000円。支出、第1款資本的支出4億1,946万7,000円、マイナス9,671万4,000円、3億2,275万3,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起

債の目的)、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業でございます。(既決予定額)、それぞれ5,080万円、880万円、4,190万円。(補正予定額)、それぞれマイナス2,920万円、マイナス880万円、マイナス2,050万円、(計)、それぞれ2,160万円、ゼロ円、2,140万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。第1号、職員給与費、(既決予定額)、4,917万9,000円、(補正予定額)、21万8,000円、(計)、4,939万7,000円。

(他会計からの補助金)、第7条、予算第9条中「9,509万9,000円」を、「9,415万3,000円」に改める。

令和5年12月14日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第10号までの10件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第10号までの10件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで換気のため、11時まで休憩します。

休憩(午前10時47分)

再開(午前11時00分)

○議長(菊地弘巳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎一般質問

○議長(菊地弘巳君) 日程第19、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。通告に基づきまして、岩泉町公共交通体系の現状と岩泉町民文化展の展開についてご質問いたします。

記録的な猛暑も収まり、町民の生活も落ち着きを取り戻しつつありますが、インフルエンザの猛威などもあり、町民の健康保護に気の休まらない中居町長をはじめ、職員の皆様のご労苦に感謝申し上げながら、次の点についてお伺いします。

まず、岩泉町公共交通体系の現状についてご質問いたします。町では、各地区の要望に応じて交通空白地有償運送や二次交通による対応、高齢者向けの路線バス利用促進半額補助事業、高校生が利用しやすいダイヤ編成など、町民のニーズを把握しながら、交通弱者に配慮した取組を推進しております。

先般、岩手県交通が路線バスの大幅減便を検討していることや、JR地方路線の赤字についての報道がありました。ドライバーの時間外労働時間の規制が強化される、いわゆる「2024年問題」をめぐり、深刻なバス運転手等の不足が見込まれているとのことであります。これらの報道の内容が当町の交通体系に影響を及ぼすのか、その場合の対応はどのようにお考えなのかお伺いします。

超高齢化が進む中、運転免許証の返納を余儀なくされる町民もいるものと思います。免許返納に伴い、公共交通を頼ることになるわけですが、現行のバス料金の割引事業ですと、岩泉町内区間の料金が割引となるため、町内のバス停留所間での乗車、下車が義務づけられます。町外まで同一のバスを利用する、例えば岩泉から乗車し盛岡まで利用する場合、補助を受けるためには早坂の手前で下車し、次のバスを待つこととなりますが、とても現実的ではありません。高齢者向けですから、主な利用目的には通院などが考えられます。目的地までの料金に対し半額となるよう、また手続が簡便化されるよう見直しができないか、現行の制度を見直す考えはないかお伺いします。

あわせて、バスの乗車人数は減少するが、運行延長は変わらない状況において、いかに効率化を図るかが求められております。総合交通体系として、現時点での見直し案の検討が進んでいるのかどうかお伺いします。

次に、岩泉町民文化展のさらなる展開についてご質問いたします。第54回岩泉町民文化展が11月23日から26日までの4日間、町民会館において開催されました。町民創作の芸術文化作品を広く発表し、鑑賞の機会を設けて、豊かな町民文化の振興を図ることとしております。美術、工芸、書道部門をはじめ、写真や文芸、華道に陶芸、盆栽などに至るまで、小学生から高齢者までの多岐多様な作品が展示され、多くの町民の方が来場しました。特に町民の力作に加え、専門の陶芸・木工仕事人の作品、さらには地域おこし協力隊の方の作品も目を奪うものが多く、初日の23日は駐車場は満杯、玄関ホールはごった返すほどの盛会で、来場者は作品を堪能しておりました。

そこで、これらの作品のうち、持ち運びが可能なものを各地区での移動文化展として展開していくことはできないかお伺いします。安家地区や有芸地区などで開催できないのでしょうか。どちらも過疎、高齢化が進み、イベントの開催が思うようにならず、歳末助け合い芸能祭や地区の祭りなど、中止をせざるを得ない状況になっております。そういった地域の活性化や文化の啓蒙が必要と思われませんが、考えをお伺いします。

多くの方が来場されるせっかくの機会です。以前は、文化展に合わせ、果樹の品評会、即売会も行っておりました。生産者の顔が見え、特に町の特産品PRの機会として得策ではないかと思えます。ほかにも熊対策の展示、啓蒙や健康づくりイベントなど、併せて行うとより効果的に普及できるものと考えますが、教育長の考えをお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、岩泉町公共交通体系の現状についてであります。いわゆる「バス運転手の2024年問題」につきましては、運転手不足の中で、早朝から深夜までのバスダイヤを編成している都市部などで深刻な問題となっておりますが、現時点において日中を中心にバスダイヤを編成している町民バスへの影響は少ないものと考えております。

しかしながら、今後JRバスなどの広域路線において、利用者の多い路線、系統に人員を優先的に配置することが想定をされ、減便や路線廃止の検討も危惧されますことから、引き続きバス事業者との情報交換や協議を重ね、町民の皆様が利用しやすい公共交

通体系の維持、確保に努めてまいります。

次に、「路線バス高齢者利用促進補助金」につきましては、65歳以上の町民の皆様が半額でバスを利用できる制度であります。町内におけるバスの利用促進と運賃の負担軽減を図る観点から、その対象範囲を町内利用に限定をしているものであります。このため、ご質問のありましたJRバスにつきましては、町民バス路線がない三田貝方面の方の町内での通院や買物等を想定した組立てとなっておりますが、制度設計時からの状況変化も考えられますので、利用状況なども再分析をし、より利用しやすい制度となるよう引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

次に、総合交通体系の見直しに係る検討状況であります。現在令和6年度から8年度の3か年を計画期間とする「岩泉町地域公共交通計画」を策定中であり、有識者やバス事業者の皆様などと意見交換を重ねているところであります。本計画には、町民の皆様や高校生へのアンケート結果、事業者とのヒアリング内容を反映させるとともに、高齢化や人口減少が進む中において、地域の輸送資源を総動員した持続可能な地域公共交通ネットワークの在り方についても検討をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の計画策定のスケジュールであります。1月下旬を目途に「第3回岩泉町地域公共交通協議会」にお諮りをし、2月中にパブリックコメントを実施し、その後町議会に対しご協議を申し上げたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、岩泉町民文化展の展開につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 褒岩千裕君登壇〕

○教育長（褒岩千裕君） 岩泉町民文化展の展開についてお答えいたします。

町民文化展は今年で54回を数え、町民の皆様が様々な作品の展示、鑑賞を通じ、芸術文化に親しみ、体現する貴重な機会となっております。

ご質問のありました移動文化展につきましては、これまでも実績があり、直近では令和3年に小川地区で開催しておりますが、来場者が限られ、展示品の出展者や会場周辺の方にとどまり、地域全体での盛り上がり課題が残ったところであります。

このようなことから、各地区での開催につきましては、単独の開催ではなく、地域振

興協議会などとも協議をしながら、地域が主催する行事との併催、あるいは高齢者学級での鑑賞機会の提供など、実効ある開催の在り方について研究する必要があるものと考えております。

次に、町民文化展の開催に併せた各種取組の併催についてであります。来場者が多くなることにより出展者の励みにもつながり、また町民の皆様にも喜んでもらえ、関係者相互に相乗効果が期待できる取組と考えられますので、議員ご提言の内容も含め幅広く検討し、町民文化展のさらなる魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。ご答弁にありましたように、どうしても2024年問題で、町民全体も高齢化するのですが、運転手さんの高齢化というのが大きな問題になるかと思っております。

そこで、大型バスという限定もそのとおりなのですが、乗車定員に合わせたような形での乗合乗用車というか、そういう利用者に合わせたような形での交通体系というのの一つなのかなと思っておりますが、そういうふうな点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁願います。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、議員のほうからもご指摘がありました点でございますが、まず2024年というところでは労働規制がかかります。今までの休息時間は継続8時間でよかったものが、継続は11時間を基本として、最低で9時間は取りなさいということになったために、皆さんこれについて今慌ただしく対応しているわけですが、岩泉町の場合は夜間のバスというのがそこまではないために、何とか乗り切れるかなというところはあるのですが、もともとの2024年問題とは別に高齢化しているというところで、運転手さんの確保というのが難しくなっているというふうに伺っております。

その中でバス事業者さんも当然努力して採用に向けてやっていますけれども、町のほうも情報交換をしながらやりたいというふうには考えております。バスの大きさにつきまして一部、大川から茂市のほうに行く路線については、大きいものをちょっと小さ

くするという事で伺っております。そういった形で、やっぱり運転しやすくというような努力も必要だということで今進めております。よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） それに合わせた形で、先ほどの答弁によりますと通院は町内ということになるわけですが、ただなかなか専門医がいないために、町内から宮古、町内から盛岡というふうに出ざるを得ないというふうな実態もあるかと思うのですが、その点についての、先ほどのように一旦降りて町内分を精算して、また次乗るというふうなことへの解消策というふうなのがないのかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 高齢者といいますか、65歳以上の割引につきましては、基本的な制度の立てつけといいますのは、やはり町内の路線バスであったり町民バス、こちらのほうを維持しながら、町内の病院であったり買物であったり、そういった用途に使っていただきましょうという立てつけにはなっております。

ただ、実態として盛岡の病院のほうに通わなければならないご高齢の方というのも実際にいらっしゃいまして、その中でやはりご自身の負担を和らげるという部分では、いろんな考え方はあるかと思えます。物理的なところで言いますと、これはできないわけではなくて、やれると。ただ、その立てつけの根本的なところをいろいろ考えてやらなければならないということで、これはちょっと研究材料として、今回いろんな計画の中で見直しを図っていこうと思っておりますので、その中での研究課題としてやらせていただきたいと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ検討をしていただきたいと思えますし、そのほかに制度そのものを町民の方々がちょっと知り得ていないというところも多々見受けられますので、ぜひ広報なりなんなりで啓蒙活動をして、この制度についての周知を図っていただければというふうに思ったりしております。

それから、もう一つは、いろいろな交通体系の見直し期間が令和6年から8年、この3年間というのは結構な期間かなと思えます。高齢者にとってみると、3年間というのは結構あつという間に来てしまうのですけれども、ただその間にはもうそれだけの3年

間、3つ年を取ってしまうために、できるものであれば短期的なもの、またどうしても中長期にかかるものというふうなことを分けながら、すぐにでもやれるようなものについての見直しについては、3か年とは言わないで組立てをする必要があるのではないかと思います、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の交通体系の計画でございますけれども、今回作成したもので、それに基づいて3か年を使っていろいろ組立てをしていくということにはなっております。ただ、その中で、もうやれるところ、これはどんどんやっていこうと思っております。

1つは、デマンドの関係のタクシー、こういったものを実証実験していますので、これで大体使われる方も固定されてきているようなところもあります。そういったところをフォローできるような形で、これは進めたいと思っておりますし、町民の方からのアンケートの中には、フリー乗降区間を増やしてほしいというような意見もございます。こういったのも取り組めるところからやりたいと考えております。

やれる部分をやりながら、ただ大きい問題として残りますのはやはり経費の問題で、これを皆さんのアンケートにあるように乗りやすい時間でやってほしいというのをきめ細かくやることによって、今現状年間7,000万弱ぐらいの補助金を捻出しているわけですが、これも莫大に増やしていけるわけではございませんので、経費も圧縮しながら、皆さんが使いやすいようにということを考えながらやっていくと。ただ、その中でやれるところはやっていくというつもりで考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 今の答弁の中に凝縮されている部分があると思います。町民の要望はどこまでも広がったり深くなっていくわけですが、今のように町民の方々にも町の実態というか、財政というか、自分の好きなことだけをやってお願いしていったら、それが実は町全体を圧迫していくというふうなことは、交通体系だけではなくて、町民の方にも理解をしていただかなければならないと思うのです。というふうなことなので、これを一つのたたき台として、何か政策を展開する場合には、住民の方々のメリットと、それから協力していただかなければならない部分というのは、明確に協力を要請しながら

ら前に進めていただくようお願いしたいと思っています。

それから、もう一つは、有識者との意見交換ということになりますが、有識者の方々にバスを利用している方というのは、なかなか少ないかなと見受けられます。ですので、バス利用者というふうな人にも、パブリックコメントはあるのですが、一つバスを実際に利用している人たちの声も吸い上げながらの事業推進というのも必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） まず1つには、今の町の状態でありますとか、あとは使い方とか、いろんな制度とか、こういったのはきめ細かく周知をして、理解していただきたいと思っております。町がこれから目指すものというのを皆さんに分かっていただいて、それでそこを皆さんと一緒にやっていくというようなつもりでございます。

あと、ご意見の反映ですけれども、今回の計画に際しましては、町民の方、それから通学で使う高校生の方、いろんなところからアンケートもいただいております。それも使いながら、これも反映させながら、あとデマンドのタクシーなんかでも直接使っている方々のご意見を伺ったりしていますので、そういったご意見も反映させるというところで、できるだけ幅広く、そういったところは組み込みたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ引き続き、検討をお願いしたいと思っております。

次に、町民文化展の関係でございますが、移動文化展、私が考えてもなかなか地区での移動文化展というのは、物理的に無理があるかなとは思っていましたが、今までにも小川地区で開催されたということで、小川地区をもつても、やっぱりあの人口をもつてもなかなか移動文化展というのは成り立ちが難しいということになれば、私とすれば安家とか有芸とか、地域でなかなか独自で活動ができない方々に対しての何とか文化の火をそこら辺にもともしていただきたいというふうな願いが、これは文化展だけではない部分もあるのですが、そういった意味ではございましたが、その点について、この人たちがそういう機会に触れるというふうな方法で何かお考えがあればお願いをします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上訓一教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上訓一君） ただいまのご質問の、具体的に安家、有芸地区でのイベントが開催されなかったことについて、その地域に日を当てたいというご質問だというふうに思っております。

答弁でもお答えしましたとおり、町民会館だけではなくて、各地区で移動文化展ということで、令和3年に小川地区で開催したところでありましたが、答弁のとおり、どうしても一定、近い地域の方の入場になっていたのかなということで、やっぱり移動手段の確保というのが大きな課題かなと思っております。

そのことから、翌年には町の高齢者学級、こちらで町民会館のほうでの移動文化展の鑑賞をできないのかなということで協議等を進め、安家地区の高齢者学級で鑑賞したいということから行った経過があります。こういうことから、魅力ある町民文化展に来場していただくという観点からも、次年度以降もやはり地区でそういうふうに希望をされるような形であれば、高齢者学級との組合せによって何かの行事と文化展の鑑賞、こういうのをセットにすることによって、利用される方もそういう文化鑑賞の機会に触れることができるのかなと思っておりますので、この辺については今後また地区の事務局等とも協議していきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひそのように高齢者学級も含め、50団体もあろうかと思う老人クラブのような方もおられます。ですので、地域のそういう諸行事のときには、併催というか、1つのことだけではない部分での組立てを、情報提供したり、ちょっとしたアドバイスで組立てが可能になってくると思いますので、それはぜひお願いをしたいと思っております。

それから、今回の文化展は、ざっと見ても3,000点近く、私も見ましたが、すごい作品で、もう感動を覚えるものでございました。そのことから、これは足を運んでいただきたいのに加えて、やっぱり見られなかった人たちにはぜひ啓蒙していただきたいという願いからの質問でもありました。

もう一つのお願いは、文化展とか龍泉洞まつりとかというふうなことになるならば、今度の17日の郷土芸能祭もそうですが、町を挙げての一つの柱のイベントになるのかなと。

別口のホルモンまつりとか、愛土館、それからおもと鮭まつりというのは、独自でやりながらもにぎわいを見せているものですから、ここはちょっと、あと釜津田秋まつり、七滝まつり、浅内公園まつりもやや力があるなと思って見受けていましたが、ただそういうところを発揮できない部分については、今のようなことで若干の、全部行政が関わるといのは問題があるとは思いますが、サポートしていただければいいなと思っておりました。

そういう柱となるイベントがあった場合に、質問で当然文化展にリンゴの品評会とかとぼつとは乗せるのですが、各課においても町のイベントというふうなの位置づけがあると、自分たちでも捉えながら、そこに農政なり観光なりというふうなものも取り入れてもらって、一つ大きな町全体の祭りとはまでは言いませんが、そういうイベントにしていけばいいと思っておりますが、せっかくこの質問でリンゴの品評会というのも名前を入れましたが、そういうふうな部分での共催というか、併催というか、これについてはいかがなものでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 町民文化展と他のイベントとの共催ということで、実は今年度もリンゴ品評会、即売会は計画しておったのですが、収穫被害が大きく、ちょっと果樹協会のほうから難しくなったということで、残念ながら断念した経過がございます。

こういうことから、当然町民会館に来る人も、そして出展する人も、お互いに喜びを分かち合えるような、そういう相乗効果が期待されるものというのは、やはり今後も継続していくべきだと思っておりますし、一つの例で果樹協会の例がありましたが、11月下旬の開催ということになれば、他の第1次産業のそういう出展というのもやはり考えていかなければならないのかなと思っております。

さらには、町民の方がそのときに興味を持っているものというのも大きいのかなと思っております。特に今年度は鳥獣被害のことが大きな話題にもなっておりますし、そういう予防策のことをお互いが共有し合うということ。あとは、コロナの関係で食堂でできなかった期間あったのですが、今年は地域おこし協力隊の方の協力もいただきながら再開しております。町内では、地域おこし協力隊の方も多数活動しておりますの

で、そういう方の発表の場といいますか、展示の場ということによって、来た方もそういう活動を目にすることができるのかなということで、ここについては全てが一気にできるということではないとは思いますが、タイミングを見て、その時々テーマというのをお互いに効果を高め合うような、そういう共催というのは必要だと思っておりますので、ここについては関係機関とも協議のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。ぜひ今のように、文化展に1,500人近く来場してもらえるわけです。住民懇談会とか議員と語る会といっても50人来るかどうかがいいところなものですから、それが1,500人近い方々がおいでになるといえば、今教育次長がお話ししたようなことで、目に見える形での、例えば旬な話題の鳥獣被害、特に熊で人命に関わるようなものを目で知らしめる方法。うちの近くまで実は来ているのですとか、そういうときに実際に対峙した場合はこんな方法があるとかと、通りながらも目で見てもらって、一人でも多くの人に命を守る方法を取ってもらえればいいのかと。今年特に多かったのです。

あとは、地域おこし協力隊の人たちが三十何人、発表も聞きました。あのときもやっぱり100人前後でしたが、これを今言った1,300人の方々が目で追いながら、こんな活動というようなものもあれば、より一体感が生まれるのではないかなと思ったりしておりますので、今後もまた工夫をしていただきながら、町民文化展も含めた展開についてご意見を申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、3番、畠山昌典さん。はい、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

今回は、以下の2点につき質問させていただきます。まず、人口減少対策について伺います。この問題につきましては、これまでも同僚議員により多種多様な質問がなされてきていると承知しています。移住・定住、それに伴う住宅対策、雇用の確保、1次産業支援、子育て・教育支援、地域振興対策、挙げれば切りがありませんが、それほど

深刻な状況だと言えます。人口減少が予想以上に早く進んでいる今、その対策は急務だと考えますが、なかなか特効薬が見当たらないのも事実です。かといって、指をくわえて見ているだけというわけにもいきません。

そこで、これからの対策を行う上で、これまでに行ってきた施策について、効果があったと思われる事業があればご提示をお願いします。

また、今後力を入れなければならないと考えている分野は何なのか、町長の所見を伺います。

あわせて、人口減少が進んでいる状況の中、地域行政サービスの在り方や地域振興協議会、地域防災組織の体制や活動についても検討すべき時期にあると思いますが、町長の考えを伺います。

次に、農作物などの鳥獣被害対策について伺います。この件につきましても、これまで多岐にわたる対策を講じてきていると認識しています。しかしながら、ニホンジカやハクビシン、熊に加え、イノシシによる農作物被害は増加傾向にあり、その対応に農家など関係者は頭を抱えていると伺っています。しかも、今年はリンゴなどの果樹への熊の被害が生じ、深刻な事態になっています。昨年トウモロコシへの被害が大きく、今年は栽培を断念した農家もあると聞いています。これまでの対策に加え、何かしらの対応をしなければ、1次産業従事者の減少にも拍車がかかりかねません。これには有害鳥獣の駆除をはじめ、耕作地などに入らせないことや遠ざけること、また損害に対しての補償等の対応など様々な対策が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

以上、本席からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少対策について効果があつた施策についてのご質問ですが、議員ご案内のとおり、人口減少は全国的な課題でもあり、また地方においても長年にわたる大きな課題となっているわけでありです。

国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、世界的な人口増加の傾向とは逆に、日本全体では47年後の2070年には、現在の約1億2,400万人が約8,700万人まで減

少するとの見通しが示されております。

本町におきましても、現在の人口約8,000人が17年後の2040年には約5,700人となり、その後も減少が進むという予測が示されております。これまで人口減少や定住対策として、直接的な施策として49項目に及ぶ子育て支援策や地域おこし協力隊制度を活用した移住定住対策、住まい確保のための住宅提供や宅地分譲などに取り組んでまいりました。

地域おこし協力隊につきましては、制度開始から現在まで36人が着任をしており、任期が満了した9人は引き続き町内に定住をして活動をしていただいております。隊員の中には、家族ぐるみで本町に移住した方もおいでになり、地域の活力づくりに大きく寄与していただいているものと、このように認識をしております。

また、上町地区の宅地分譲は7区画全てを完売し、その多くは子育て世代の方々が住宅を新築するなど、若い世代の定住に一定の役割を果たしたものと、このように認識をしております。

日本全体の人口が縮小し、都市部への一極集中も解消されない中で、特にも地方で人口を増やしていく特効薬、起爆剤を見つけることは非常に困難な課題ではありますが、これまでも人口減少に歯止めをかけるため、長きにわたり議員各位からも様々なご意見を賜りながら、施策を展開し、過疎対策に挑戦をしてきたところであります。引き続き本町の特長、地域資源、ポテンシャルを生かした持続可能なモデルを創造していくという強い気持ちで人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の展開につきましては、本町の豊かな自然を生かした「再生可能エネルギーの推進」や、森林環境を生かした「グリーン成長戦略」は、特にも力を入れていく分野であると考えており、町内の消費電力を独自に賄い、住みやすいまちづくりに取り組むことにより、本町のイメージアップやブランドをつくり出し、定住促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、人口減少に伴う各地域の行政サービスや地域振興協議会、地域防災活動等の在り方についてであります。議員ご案内のとおり、本町は広大な面積の中で集落が点在していることから、各支所におけるきめ細やかな住民対応を基本としながら、町民の皆様に寄り添った行政サービスの提供に努めてきたところであります。

今後も、それぞれの地域事情により行政ニーズも多様化していくものと思料されます

ことから、関係機関、団体等とより一層連携をした行政運営が重要になるものと考えております。

また、地域コミュニティの担い手不足等が顕著になってきている中においても、地域ごとに特色ある取組や体制づくりなど、創意工夫によって持続できる活動があるものと、このように認識をしておりますので、地域振興協議会事業や地域防災活動の展開について、関係者の皆様と意見交換を重ねながら、地域の実情に応じた対応を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、鳥獣被害対策についてであります。農作物被害の防止を図るためには、第一に捕獲することが効果的でありますことから、「岩泉町鳥獣被害対策実施隊員」を委嘱し、ニホンジカ、イノシシの捕獲1頭当たり1万6,000円の奨励金を交付しており、本年特に深刻な状況にありますツキノワグマの捕獲について実施隊員に依頼をし、活動1日当たり2,000円の報酬を支給しているところであります。

また、捕獲に必要なわな、弾薬などの資材購入費についても、国の事業を活用をしながら、猟友会へ支援を行っております。

このような事業の成果として、本年度の捕獲実績は、11月末現在でニホンジカ832頭、ツキノワグマ64頭、イノシシ27頭の合計で923頭となっております。

ご質問のありました耕作地への侵入防止対策につきましては、電気牧柵等の購入に対して補助を行っておりますが、さらに有効な資機材の有無などについて情報を得ながら、支援策を研究してまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣を耕作地等から遠ざける対策につきましては、追い払い用の花火や音と光で有害鳥獣を威嚇する機器を使用しており、一定の効果があるものと認識をしております。

次に、損害に対する補償等につきましては、生産物の減収に対するセーフティーネットとして、国の農業保険制度である「収入保険」と「農業共済」がありますことから、この活用について勧奨してまいりたいと、このように考えております。

また、近年は、イノシシの目撃情報も多くなっており、被害が発生している地域もありますので、地域と連携をして取り組む必要があります。

まずは捕獲が優先の対策ではありますが、これに加え、より効果的な侵入防止資材の

検討、さらには生息域や行動ルートの調査など、様々な情報を収集をしながら、対策を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 3番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 丁寧な答弁ありがとうございました。この中で、人口減の問題につきましても、非常に難しい問題と私も認識しております。町が今までやってきたことでよかったことというか、地域おこし協力隊は36人が着任しているということで、これは他の市町村に比べても、いい実績になっているのではないかなというふうに、私もそう思っております。これは、引き続き3年経過した後の定住に関しての支援というものも、これからすごく大事になってきていると思いますので、ぜひその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

あと、上町地区の宅地分譲もすぐに埋まったというふうに聞いておりますし、これは今後も分譲する予定があるのかなのか、まずはそこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員のほうからありました、1つには地域おこし協力隊、こういったところは人口減少対策、成果であると思っております。今36人着任なのですけれども、ご家族で来ていただいている方もあって、43人という形になります。

こういった地域おこし協力隊というところは、これからも支援をしながら、来ていただく方がやっぱり岩泉町はいいところだと、やりやすい、いろんなことができる、楽しいというふうなところがあれば、これがまたいろんな広がりとして全国にPRになるのだろうなと。そうすれば、岩泉町のファンになっていただけるというふうに思っております。

それから、分譲関係でございますが、上町、おかげさまで7区画全部完売しまして、ここには7世帯、お子さんも入れて20人住んでおられます。あと、子育て応援住宅、岩泉小学校の下にあります、こちらのほうも全部で12世帯ですが、お子さんも入れて55人、そこに住んでおられます。こういった形で、かなり定住という意味では、ご家族も含めれば、そういったところを確保して提供するというところは必要だと思っておりますの

で、今後こういった分譲であったり、建て売りになるか分かりませんが、いろんな方法として定住に向け、模索をしたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 私も例えば小川地区とかでも若い方が家を建てるときに、土地を探して、なかなか見つけることができないという話を聞いたこともあります。家を建てたいと思った方が、できればいい立地のところに建てたいと思っていますので、ぜひ引き続き分譲に関してはお願いしたいなというふうに思っております。

あと、答弁の中にありました再生可能エネルギーの推進だったりとか、グリーン成長戦略、「町内の消費電力を独自に賄い」という文言がありますけれども、これは具体的にはどういったことを指しているのか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今後、再生可能エネルギー、環境を守りながら、エネルギーをつくり出すというところの分野に力を入れたいと思っております。

再生可能エネルギーにつきましては、推進計画を今作成中でございます。1つには、岩泉町は山がこれだけあって、あと川もたくさんあって、こういったポテンシャルがかなりあるので、これらを生かしたい。その中で、それを再生可能エネルギーとして地産地消しながら利益を出して、例えば将来的な話ですけれども、皆さんの電気料金を安くできるとか、いろんな考え方が様々あります。地産地消という考え方が1つにドイツでシュタットベルケとか、そういったやり方があるのですけれども、そういうところは再生可能エネルギーをそういう新電力会社として出した利益を、それをいろんな町の政策に反映すると。例えば公共交通機関であれば、そういったもののほうに利益を振り向けてといったのもできるとか、こういったシステムをやられているようです。こういったのも参考になるかなということで、今あるこれを単純に売電だけではなくて、町のほうで地産地消しながら、それをさらに利益に変えられるような、そういう仕組みを一旦これをつくり上げれば、ここから先の30年、50年、ずっと長いスパンで経済としても回し、そういったものが町民の利益にもなるのではないかなというような考えで今計画を取り組んでおります。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 確かにそういったことが可能になれば、非常に町の魅力PRにもなると思いますし、ぜひ継続して検討、そして実施に向けて頑張っていたいただきたいというふうに思います。

本町のイメージアップ、ブランドをつくり出しというふうな文言も答弁の中でありました。例えば議会のほうでは、子育てのことに関しても、町の施策要望においては出生した赤ちゃん、お子さんに対して祝金の増額を提案しております。1人当たり10万円ということで増額をしていただいたのですけれども、そこからもっと突っ込んで、第1子、第2子、第3子と大きな額をあげるといって、祝金を贈呈するような、そういったほかでまだやっていないようなことをすることも、イメージアップ、ブランドをつくり出すということになるかと思えます。

先日総務常任委員会で七ヶ宿町、宮城県のところへ視察に行った際も、いろんなことをやっているのです。考えられるありとあらゆる施策を講じて、そして今こども園、小学生、中学生が微増ですけれども、ちょっとだけ増えているというふうなことを聞いてきました。

岩泉町においても、今人口減少において、もうお尻に火がついているのだという認識なのか、まだ少し余力があるというふうにお考えなのか、そのところはいかがでしょうか。町のイメージアップ、ブランドをつくり出すという観点から、いろんなことをやって、それをPRすることも大事だと思うのですけれども、その辺を伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 危機感という部分でございますけれども、岩泉町の人口ということは、ご存じのようにどんどん、どんどん下がっている状況です。出生数についても昨年が19人、今年も今時点で19人ということになっております。ピーク時は、昭和33年に872人という出生数だったということになっておりますので、こういったところはやはり力を入れて、直接的な部分としてはいろんなことができるのではないかなと思います。

もう一つには、危機を感じて、今もう対面する問題、課題にやっていくというのも、これ必要なのですけれども、長期的なビジョンで言えば、岩泉町のイメージ、ブランドというところがあって、定住対策としてはやってはいるのですけれども、これを岩泉町

はいいところで元気があってすごいと、やっぱり行って住みたいとか、そういったブランドづくりというのが必要だと思っておりますので、長期的にはそういったところも見据えながら、それは環境であったり、いろんなところでもあるかと思えます。

そういったのをやりながら、直接的なところ、先ほど議員のほうからありましたお祝金でありますとか、こういったのもできる範囲でやっていくと。その中で、生まれる子供たちも増やしていくというような努力は、これは必要だと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ぜひよろしくお願ひいたします。

そして次に、地域行政サービスの在り方も質問させていただきました。もちろん広い町内ですから、その各地域において、きめ細やかなサービスを行うということは、非常に私も大事だと思っております。ただ、やはり著しい人口減少が進んでいる中で、同じようなサービスをこれからもずっと続けていくのか、あるいは行財政改革をするに当たって、そこら辺の再編だったりとか、あるいはニーズが少ないところについては今後編成の検討をするべき時期に来ていると思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今ございました各地区、やっぱり人口減少でいろんなことをやるにしても、維持していくのも大変な状況になっています。高齢化が進んでおります。そういった中で、当然皆さんのニーズはありますので、きめ細かくというところはありますけれども、今の中でできるところというのがあると思えます。昔のような人口が多かった時代のようなやり方というのは、これは当然無理ですので、その中で、では何を目的にして皆さんがやれるかというところは、今の中で考えなければならない。これについては、各地域振興協議会の中でも議論になっていますし、今後皆さんとも話をしながら、ではどういったものがあるのか、どういった在り方がいいのかということころは模索しなければならないですし、それで皆さんが幸せに暮らせるような、そういったシステムをつくっていかなければならないと思っておりますので、今後もきめ細かく各地域の方々とお話をしながら進めたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ぜひ広大な岩泉ですので、各地区、誰一人取り残さないような行政サービスというものをこれからもよろしく願いいたします。

次に、有害鳥獣の件ですけれども、今回私がこれを取り上げたきっかけというのは、やはり今までにプラスして果樹、例えば主なものであればリンゴの熊による被害がもうすごく甚大であったということが耳に入ってきてまして、今回質問させていただいております。

農業保険制度、収入保険、農業共済ということが答弁にありましたけれども、そういった被害に応じて十分な補償になっているのか、そこら辺はいかがお考えでしょうか。まずはそこを伺います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長、答弁願います。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の農業保険制度による農家さんのほうの補填状況についてでございますが、まず加入状況についてでございますが、今回の果樹に当たりましては、果樹農家さん、加入は農業共済は11件の加入、収入保険は1名の加入という状況になってございます。果樹共済におきましては、補填状況が最大で7割程度というところになってございますし、最低ラインが3割以上の被害が生じた場合という条件もございまして、比較的国の掛金への支援等もございまして、掛金は安い状況にはありますが、農業収入全体を補うには、やや不足する状況なのかなというふうに思っております。

一方、収入保険につきましては、収入減少に対して8割から9割補填するという制度でございますので、災害のほか、その他多種多様な減収要因がございますので、それに対応した保険制度という形になっております。

町といたしましては、収入保険制度のほうが今後主体として考えていくべきものだろうなというふうには捉えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 収入保険が8割、9割の補償ということであれば、もうこれは本当に勧奨していただきたいなというふうに思いますので、引き続き対応のほうをよろしく願いいたします。

今回有害鳥獣の件で、私と先輩議員、あと2人の方も同じような質問されるということで、捕獲とか遠ざけることに関しては、また同じ質問されると思いますので、その

辺はお願いをしまして、最後に例えばトウモロコシを栽培していた方が今年やめたという話も聞いたのですけれども、違う作物に転用するときの支援というものは、これは何かしらあるのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） トウモロコシ、デントコーンの被害が生じた場合に、違う作物への転換に対する支援につきましては、現状国、県ともない状況でございます。ですが、トウモロコシ、やはりデントコーンにつきましては、熊の被害が非常に生じやすい作物ですので、農家さんにおきましては今牧草への転換をやられている方も一部生じている状況でございます。

町といたしましては、デントコーンに代わる作物として、牧草は収量が低かったりとか栄養価も低かったりと、そういった利用目的がまた違った観点での栽培となりますので、とはいうものの、やはり粗飼料全般を自前で確保するのは非常に重要なことでございますので、そちらの支援につきましては、今現在ちょっと関係者とも研究している段階でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 本当に近年というか、今年が特にそうだったと思うのですけれども、熊の被害だったり、これは人的なことも県内でも多数発生しております。非常に皆さんが注目していることだと思いますので、今申しあげました果樹の被害であったり、デントコーン、トウモロコシ等の被害のほかにも、たくさんそういった被害が生じてきているというふうに聞いておりますので、ぜひ従事者の方が離職というか、やめないような、そういった対策というのが急務だと思いますので、そここのところのお願いをして、本席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時02分）

再開（午後 1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、一般質問を行います。

13番、八重樫龍介さん、どうぞ。

[13番 八重樫龍介君登壇]

○13番（八重樫龍介君） 13番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

初めに、有害鳥獣被害防止対策について伺います。昨今ニホンジカ及びイノシシの食害が年々拡大する一方で、ツキノワグマの目撃及び被害件数は、住宅や学校、観光施設付近などで増加しており、人家付近で人命への危害が発生するなど、日常生活を送る上で、非常に危惧される状況となっています。

さらに、今まではそれほど被害がなかったリンゴ果樹園の食害が今年は多数発生し、果樹農家にとってはリンゴ販売にまで影響を及ぼす深刻な事態に陥っている状況であります。

このような状況下、報道もありましたが、北海道東北地方知事会は今年11月、環境省に熊を指定管理鳥獣に指定することなどを緊急要望しております。本町においても、県に対して捕獲の割当て頭数の増加や、ツキノワグマの有害駆除全般について捕獲許可権限の移譲等を要望しているところであります。

そこで、ツキノワグマの目撃から有害駆除するまでの対応は、現在どのように行われているか。また、ツキノワグマが指定管理鳥獣に指定された場合、ニホンジカやイノシシと同様の対応が可能になるのか伺います。

次に、ツキノワグマの生息数の把握について伺います。今年度の有害駆除捕獲頭数は、11月末で64頭と伺っております。しかし、この数には狩猟期間（原則11月1日から2月末日まで）に捕獲されたツキノワグマはカウントされません。ハンターの経済的負担軽減と本町のツキノワグマの生息数を把握することを目的とし、有害駆除のツキノワグマ及び狩猟期間に捕獲されたツキノワグマに対して1頭当たり5,000円から6,000円程度の報償費を支給し、正確な年間捕獲頭数の調査をすべきと思いますが、町長の見解を伺います。

最後に、ジビエへの取組について伺います。岩手県内においてジビエの取組は、大槌

町がニホンジカを狩猟するハンターから食肉加工業者へ、皮や角はクラフト作家へ提供、さらに興味を持った人たちが現地へ足を運ぶジビエツアー、ハンターの育成等、社会的問題となっている鳥獣被害の課題を地域の財産へと変えていくための「大槌ジビエサイクル」など、先進的な取組をしております。

本町で捕獲されたニホンジカは、令和2年度862頭、3年度1,327頭、4年度は1,627頭であり、イノシシは令和2年度が7頭、3年度が8頭、4年度は11頭と捕獲頭数が急増しております。現在、捕獲された個体は、個人消費もしくは一般廃棄物として処理されています。今後は、ツキノワグマの捕獲頭数の増加が考えられ、これらの有効活用が町の活性化につながると思われま。

本町では、地域おこし協力隊員の中にジビエ事業に意欲を持った人もおり、加工施設等を町が設置し、施設運営は民間の企業・団体に代行させる公設民営方式を取り入れるなどして、ジビエ事業に積極的に取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上で、この席からの質問を終わりとします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 13番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ツキノワグマの目撃から駆除までの対応についてであります。被害や出没の通報があった際には、直ちに現地を確認し、捕獲が必要と判断した場合、県へ有害捕獲許可を申請し、許可を得てから猟友会へわな設置を依頼しております。許可期間は14日間で、その間は毎日見回りや餌の交換を行い、捕獲された際は止め刺しとともに、わなの洗浄・撤去をしていただいております。

次に、ツキノワグマが指定管理鳥獣に指定された場合であります。現在国で検討中のため明確な情報をお伝えできかねますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、ツキノワグマの年間捕獲頭数の把握についてであります。年間捕獲頭数は岩手県において生息数を基に管理しており、有害捕獲については正確な頭数を把握しておりますが、狩猟期間における狩猟捕獲につきましては、狩猟者個々の活動の中での判断にもなりますことから、正確な頭数把握が難しい面もございますので、ご理解をお願いいたします。

正確な捕獲頭数の把握を目的とした狩猟への報償費の制度化につきましては、今後国や県の動向も注視をしながら検討してまいりたいと存じます。

次に、ジビエの取組についてであります。現在着任している地域おこし協力隊の方がジビエの研究を行っており、町といたしましても国の補助事業に関する相談や先進地視察などを通じて情報収集の段階にあります。町といたしましては、収益性や事業の継続性などについて様々な情報を共有しながら、どのような取組がまちおこしにつながるのか調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。人的被害や食害を防ぐ対策は、3番議員への答弁にもありましたとおり、駆除が一番効くものと、効果があるものと思っております。

そこで、当初割り当てられました特例許可頭数、これは24頭と伺っておりますが、現在は何頭になっているのか、お伺いたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ツキノワグマの特例許可でございます。この特例許可につきましては、市町村が躊躇なく活用できるというもので、県から一括で年度当初に割り当てられているものでございます。今年度におきましては、1回目、春に20頭配分、9月に4頭の追加、そして本年は特別に11月に10頭の追加の枠の配分があったところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） それで、34頭の特例許可というものは、県に許可を受けなくても町で捕獲をしていいという数なのでしょうか。そこを伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 特例許可につきましては、年度のほうの当初で捕獲を20頭割当ての中で進めていく中で、20頭をもう達した場合、これについては20頭分については市町村の判断で捕獲を、わなを設置することができますが、20頭を超えますと通常許

可という許可になります。その状況を見ながら県のほうは追加で配分が必要かというところで追加配分がされているものがございます。よろしいでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） そこで、今年度の捕獲頭数は、これをはるかに上回って64頭となっております。この際は、どういう説明なのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 本年の熊の捕獲頭数は64頭というところでご答弁申し上げてございます。この中には、まず錯誤捕獲といいまして、鹿の捕獲を目的としたくくりわなに熊がかかってしまったというものもございます。これの件数が本年は19頭ございます。錯誤捕獲につきましても、県のほうの許可をいただいて正式に銃殺という形を取っておりますけれども、通常の捕獲許可と特例許可を使い分けながら、我々町のほうでは捕獲、わな設置を進めているという状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ここで熊の駆除について、今答弁ではわなを仕掛けるとありますが、猟銃でこれを捕殺することは可能かどうか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

有害捕獲の際の最後の止め刺し方法につきましては、銃猟での捕殺も認められているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） となりますと、わなに入らないで、例えば木の上にいるとか畑にいるとか、そういうものの捕殺は、これは銃を使用してはならないことになっているのですか。お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） そういった場合においても、銃を使つての捕殺はできるというところになってございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 確認ですが、銃を使用して許可を、いいというときは、やはり

県のほうに確認を取ってから、割当ての数を超えていたとしても、わなではなく銃でも捕殺可能ということですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 再度ちょっと整理した形でご答弁申し上げます。

有害捕獲の際には、許可の条項ではわなによる方法、あとは銃による方法という形で有害捕獲が認められているところがございます。ご質問の内容の例えば熊が木の上、家の裏に出没して長期間にわたる場合、どのような対応をするかというところにつきましては、いとまがあるのであれば県のほうの許可を得ながら銃殺というところも可能でございますが、そういった場合、主にやはり緊急的な状況にあるのかなというふうなところもございますので、そちらについては人命に関わるおそれがある場合には市町村の判断で許可が可能というところになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 人命に関わるという項目がつくわけですね。了解しました。

それでは次に、猟銃ではなく麻醉銃の使用についてお伺いいたします。現在、麻醉銃で熊の捕獲は可能かどうか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 麻醉銃につきましては、現在町の体制においては、麻醉銃を使用する有資格者がございませんので、麻醉銃を使った場合の想定といたしましては、納屋等の建物に侵入して、なかなか逃げ出さないという場合が想定されるのかなと思います。その場合におきましては、岩手県には1名おりますけれども、有資格者であります盛岡市の動物公園の職員、この方が麻醉銃を使った形での捕獲ができると。捕獲した後の対応については、県との協議の中で放獣あるいは捕殺、どちらかの対応になるかなと思っております。

なお、麻醉銃の資格がなくても、盛岡市の動物公園の職員が吹き矢による麻醉というものができると、この方が4名おられるというところですので、そういった方々の応援をいただきながら実施という形になるのかなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君）　そこで、応援を依頼するとなると、先ほどから出ている食害、リンゴの木に登ってリンゴを食べている熊等を麻酔で捕獲しようとした場合には時間がかかります。本町で麻酔銃の資格を取る考えはないか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君）　佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　麻酔銃につきましては、資格のほうが麻酔薬剤を扱えるという資格が必要でございますので、獣医師の資格を所持、または薬剤師の資格を所持している方が公安委員会のほうに麻酔銃の許可をいただくという流れになりますので、現時点では町のほうで人材を備えるというのは、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君）　13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君）　ありがとうございました。

次に、報償費についてお伺いいたします。現在熊の狩猟期間においても、ハンターの方がなかなか熊を捕らない。これは放射線量の問題等々もありますが、やはり手間暇がかかると。そこで、ハンターの方たちの負担軽減も含めて、国、県のを待っていてもいいのですが、早急に取り組まなければならないと思いますので、報償費に関しては町単独で5,000円から6,000円出している自治体もあるようですが、その考えはないかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君）　佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　お答えいたします。

まず、猟期における熊を捕られる方は、ハンターさんには、やはり巻狩りといいまして1名ではできませんので、5名から10名ぐらいのグループで捕獲するという対応になってございます。あくまでも捕獲頭数を正確に把握する目的を持ってとすれば、現状では報償費を5,000円、6,000円というのは厳しいのかなというふうには思っております。ですが、捕獲、生息頭数、出没状況を押さえるという意味であれば、町としても年間の捕獲頭数の把握、何らかの形でやっぱり必要なのかなというふうにも考えてございますが、これに関しましては今国で検討中の指定管理鳥獣、こちらの事業につきましては県が広域的に取り組む必要がある場合の事業の内容になってございます。県のスタンスを見ながら、これで猟期まで指定管理鳥獣の対応が可能となった場合には、そういった対

応でいろいろと検討できるのかなと思ってございますけれども、何せまだ指定管理鳥獣の中身が見えてございませんので、それを踏まえてちょっと検討をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ぜひ報償費があるとないのでは、ハンターのやる気も違うと思います。如実に表れているのは鹿の報償費であります。確実に減っていますし、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

それで、ジビエに入る前に、現在本町で捕獲されている鹿の放射線量、これの調査が行われていると思うのですが、数値はどうなっているかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

岩手県内で捕獲された野生鳥獣、鹿のほうの放射線量の試験、分析につきましては、岩手県のほうが毎年定点観測あるいはモニタリング観測をしております。

令和5年度におきましては、これまで約30頭ほどのサンプルで調査しておりますが、その中で1頭、100ベクレル超えの放射性セシウムが検出されてございます。1頭出てございます。それ以外のサンプルにつきましては、それほど高くない数字でございますが、この1頭に限っては突出した数字が出ているという状況になってございます。

ニホンジカについては、今年度も100を超えた数字のものがありますけれども、3年度、4年度におきましても100超えのものがあつたというところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） それで、放射線量が100ベクレルを超えると飲食の提供はできないということのようですが、ジビエ事業に関しては国の補助が相当様々あります。それで、放射線量を超えた場合には、補助事業は使えないのか使えるのか、そこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ジビエ事業を展開するために、国のほうでも支援事業を設けてございます。こちらのほうの支援事業の中身につきましては、全国で既に導入されてございますので、放射線量にかかわらず整備のほうは可能と。ただし、放射線量

が高いエリアで指定されている販売制限がかかっている部分については、県と協議をしながら、一部解除の手続を行っていかなければならないというものでございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 100ベクレルを超えても不可能ではないということであります。

こうして地域おこし協力隊の方が移住定住をしてくださっています。移住定住する根底には、やはり下支えがあるから、このように9名の人が定住なさっていると思います。

ジビエ事業に関しても、町でしっかり下支えをなさって、そしてたくさんのジビエ事業、大槌が先進地ではありますが、岩泉町も、岩泉町に来るとジビエ事業が成り立つのだというふうの下支えをしていくべきと思いますが、課長の考えをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ジビエ事業につきましては、現在の地域おこし協力隊の方とともに大槌町の視察ですとか、あるいは岩手県で行う研修会等にも参加してございます。当町におきまして、ジビエ事業につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたとおり、事業の継続性、収益性が課題とはなっておりますが、しかしながら地域おこし、まちおこしとしての要素としては非常に可能性のあるものだなというふうに私も感じてございます。したがって、現在やりたいと希望しておられる方々とも意見交換してございますけれども、そういった事業の継続性、あるいは経済的、横の展開が可能かどうかとか、いろんな角度から相互に情報を共有しながら、整備の在り方についても検討していきたいなど、相談してまいりたいなというふうには考えてございます。

したがって、全面的に協力をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 心強い答弁をいただきました。大変ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで13番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

次に、4番、畠山和英さん。はい、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和5年第4回岩泉町議会定例会に当たり、

町政を取り巻く施策の一端について一般質問を行います。

早速質問に入ります。4人目の質問でありますので、さきの質問者とダブる事項もあるかと思いますが、ご了承をお願いします。

最初に、健康増進施策の推進についてお伺いします。本町では、健康の町宣言の理念を踏まえて、「健康いわいずみ21プラン」などにに基づき、町民の生活習慣の改善と健康増進活動を推進しています。

令和4年度からは、町行政組織を見直し、妊産婦から児童・生徒、成人、高齢者まで、町民の健康を総合的に支援するため、「保健福祉課」を「健康推進課」に組織を改編し、健康推進施策を一体的に展開しています。

また、本年度からは、がん検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見、早期治療につながっていくため、がん検診を無料にしています。

近年では、世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症に対し、国の予防接種法の特例臨時接種に位置づけた新型コロナワクチンの接種に振り回された時期でもありました。特例臨時接種は、本年度末で終了し、新型コロナウイルスが5類感染症になったことを受け、令和6年度からは新たな展開に移行することとなります。そこで、次の4つの事項についてお伺いします。

1つ目は、健康推進課改編後の事業運営評価と課題についてであります。健康推進課に改編してから2年目が過ぎようとしています。所期の目的である「子育て支援室」の設置による妊産婦から児童・生徒に至る一体的な支援や、介護保険と高齢者支援業務の移管等による「子供からお年寄りまで」の総合的な健康推進をする施策など、新たな組織体制により狙いとした施策が図られてきているかと思われませんが、どのような効果が出ているのかお伺いします。また、課題があれば併せてお尋ねします。

2つ目は、がん検診の無料化による効果についてであります。無料とした初年度である令和5年度のがん検診の受診率はどのようになっているかお尋ねします。受診率は上がっていることと思いますが、がんの早期発見、早期治療につながっているのかどうかお伺いします。検診後の追跡調査などを含め、把握していましたら、お答え願います。

3つ目は、令和6年度新型コロナワクチンの接種についてであります。国では、新型コロナワクチンの特例臨時接種は今年度で終了し、今後の接種は安定的な制度の下で継

続するとしています。これまで無料で実施してきた接種費用は、どのようになる見通し
かお尋ねします。町民の負担が出る場合は、インフルエンザと同様に高齢者などへの接
種に対する支援を町は行う考えがあるかお伺いします。

4つ目は、おたふく風邪ワクチン、帯状疱疹ワクチン接種への助成についてでありま
す。WHOが定期接種すべきワクチンと位置づけ、世界121か国（2015年）では定期接種
を行っているおたふく風邪ワクチン、50歳以上の免疫力が落ちる高齢者へのワクチン接
種が推奨される帯状疱疹ワクチンは、現在日本ではいずれも任意接種で、定期接種化を
検討されているワクチンであります。

医師会と申しましょうか、医師らからは、このワクチン接種への重要性が呼びかけら
れています。ワクチン接種を奨励し、疾病の予防、ひいては医療給付費を抑えるため
にも、おたふく風邪及び帯状疱疹のワクチン接種への助成をしていただきたいと切に願っ
ています。町長の所見をお伺いします。

次に、熊によるリンゴ等被害果樹農家への支援についてお伺いします。今年は、ツキ
ノワグマによる被害が深刻となっています。全国各地で熊が人里、市街地へ頻繁に出没
し、人身被害をはじめ、田畑等を荒らすなど、熊被害はここ数年では経験したことがな
い最多ペースで推移しています。

本町においては、町ご当局を伺ったところでは、前年度と比較し、本年11月24日現在
で、既に目撃被害状況は2.1倍の258件、捕獲許可は2.1倍の160件、うち捕獲頭数は2倍
の64頭と大幅に増加し、これまで経験のない過去最高となっています。

熊による被害状況は、人的被害3件、農家の被害はこれまでスイートコーン、デント
コーン等の農作物、牛舎の飼料被害などに加えて、栗、リンゴ、梨、ブドウ等の果樹は
壊滅的な状況となっています。リンゴ栽培農家を尋ねたところでは、例年の3割程度の
収穫との声も多く聞かれます。果樹園のほとんどが熊の食害に見舞われ、「こんなことは、
これまで経験したことがない。被害状況は深刻で死活問題だ」とも話しています。

そこで、町では、熊等によるリンゴ等果樹、農産物の被害状況を把握していることと
思いますが、収穫量及び金額等の被害状況はどのようになっているかお尋ねします。

農家の被害状況は甚大であります。次年度以降も希望を見失うことなく栽培に取り組
んでもらえるように、リンゴ等被害果樹農家への支援策を講ずるべきです。町長の所見

をお伺いします。

次に、熊被害防止対策の強化についてお伺いします。有害鳥獣被害対策は、防御と捕獲とも言われます。まずは、熊等有害鳥獣が農地に入らないように徹底した防御を図らなければなりません。電気牧柵、防護柵、防護ネット等の圃場全方位の設置を図るとともに、設置後のしっかりとした管理が求められます。

電気牧柵等防御設備、機器の導入、更新に対する補助事業の拡大、おろそかになりがちな設置後の管理指導など、きめ細かな対応をしていただきたいと思います。どのように防御対策に取り組む考えかお伺いします。

町では、有害鳥獣を捕獲するため、ハンターを町鳥獣被害対策実施隊員に任命し、指定管理鳥獣であるニホンジカ、イノシシの捕獲には狩猟捕獲経費を支援し、成果が出ています。

熊の捕獲は、町猟友会では有害捕獲に備えるため、各地域に熊有害捕獲班を6班編成し、実施隊員であるハンターの協力を得ながら、町の熊捕獲出動要請に応じています。さきに述べましたように、今年の出動件数、日数は、これまで例がないほど多く、毎日のような出動対応となるなど、実施隊員は疲れて悲鳴を上げている状況にもあります。

そこで、猛獣で警戒心の強い熊を捕獲するため、くくりわなを含めた熊捕獲支援金の交付、実態に合った有害捕獲出動経費の見直し、有害捕獲用ドラム式捕獲わな等の購入、補修等整備、有害鳥獣捕獲に欠かせない町猟友会ハンター等の育成、射撃捕獲技術を継承するため、町にある射撃場の改修や維持管理経費の支援など、ハンターの負担軽減や熊捕獲の強化に向けた解決策を講じていただきたいと思います。町長の所見をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、健康推進課改編後の効果と課題についてであります。令和4年度から保健師業務を集約したことによって、一体的かつ効果的に業務の推進が図られているところであり、母子保健、成人保健、高齢者という幅広い領域の情報を一つの課で共有できる

環境にもなったことで、町民一人一人に一体的かつ寄り添った総合的な健康づくりの支援や福祉の向上につながっているものと考えております。

課題といたしましては、近年の地域社会の状況の変化によって、子供や高齢者等への複雑できめ細やかな対応が求められていることから、職員のスキルアップをはじめ、医療や介護などの関係者とより一層連携した重層的な取組が必要であると認識をしているところであります。

次に、がん検診の無償化による効果につきましては、国の指針で実施が推奨される5種類のがん検診の本年度の受診率では、全体で35.94%と、前年比で0.36ポイントの微増となっております。検診後の精密検査により例年数名の方にがんが発見され、治療へ結びついており、精密検査が必要になった方が未受診となっている場合は、電話や訪問による状況確認と受診勧奨を行い、早期発見、早期治療につながるよう努めているところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種費用についてであります。新型コロナウイルス感染症が令和6年度から高齢者等インフルエンザと同様のB類疾病に位置づけられる見込みであります。国からの情報はまだ少ないことから、今後医療機関での接種費用なども注視しながら、支援の在り方について検討を進めてまいります。

次に、おたふく風邪ワクチン、帯状疱疹ワクチン接種への助成についてであります。本年3月に岩手県議会において帯状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書を国に提出したと伺っております。

いずれも予防接種は、発症及び重症化を防ぐ効果が期待をされており、現時点でも一定の方が接種を受けている状況もありますことから、費用の一部助成については今後検討をしてみたいと考えております。

次に、有害鳥獣によるリンゴ等果樹の被害状況であります。本年度果樹農家からツキノワグマによる有害捕獲の申請があった件数は延べ30件となっており、昨年度から3倍の件数となっております。ツキノワグマによるリンゴ被害の状況につきましては、岩泉果樹協会の会員23戸に聞き取り調査を行い、生産物量で約20トン、被害額で900万円程度と推計をしております。

熊による被害対策につきましては、岩泉町鳥獣被害対策実施隊員の有害捕獲に対する

支援をはじめ、電気牧柵等の購入補助、追い払い花火や威嚇のための資機材の活用など、様々な防御策を講じているところであります。

自然災害や有害鳥獣による農作物への被害につきましては、今後も増加していくものと考えられますことから、町といたしましても今後の状況に応じた有害鳥獣被害の防止対策の強化を進めてまいります。その中で農業者の皆様にも、まずは自ら備えるという意識を高めていただくため、国の農業保険制度である収入保険や農業共済の活用について勧奨してまいりたいと考えております。

本年は、春の凍霜害被害から始まり、高温による被害、そしてまた8月の豪雨災害、さらには熊等の有害鳥獣による農作物被害と、農業経営は大変厳しい年となり、さらには肥料等の農業生産資材の高騰も続いておりますことから、町におきましても国の経済対策とも連動し、包括的な対策として、販売農家を対象とした支援金の交付を検討しているところであります。

次に、熊被害防止対策につきましては、電気牧柵等の整備を推奨しており、その事業費の3分の2に相当する額、果樹とワサビ農家が防止網を設置する場合にあっては4分の3に相当する額を支援しております。今後におきましても、効果等を検証しながら、制度の見直しも含め検討してまいりたいと考えております。

電気牧柵等の維持管理につきましては、設置時にメーカーが指導をするほか、その後の相談についてもメーカーに対し訪問指導を要請し、迅速な対応に努めているところであり、引き続き万全なサポート体制を継続してまいります。

次に、捕獲対策の強化についてであります。熊捕獲に対する報酬につきましては、令和4年度から現在の報酬に見直しをしたところであります。しかしながら、本年度においては熊の出没が非常に多く、捕獲件数の増加に伴い、実施隊員の皆様の負担が大きくなっているものと、このように認識をしており、その対応には感謝をしているところであります。

このような状況から、くくりわなによる錯誤捕獲が生じた場合も含めた報酬の在り方を見直す必要があると考えております。捕獲用のわなにつきましては、ドラムわなの更新とおりわなの購入について猟友会とも協議を行っているところであります。

ハンター等の人材確保につきましては、引き続き猟銃免許取得等に対する支援を行い

ながら人材の育成に努めてまいります。ツキノワグマを捕獲する際には、その経験を次世代に引き継いでいくことも重要でありますので、猟友会とも連携を強化して対応してまいりたいと存じております。

射撃場につきましては、日頃の訓練の場として欠かせないものと認識をしておりますので、施設の改修等への支援につきましては、猟友会の皆様とも意見交換を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○4番（畠山和英君） それでは、何点か再質問させていただきます。

確認を含めて再質問をします。まず、健康増進施策の推進のところががん検診の無料化による効果というところの、そこに行きますが、国民の2人ががんになると。そして、3人に1人は、がんで亡くなっていますよというふうなことでありまして、がんの早期発見というか早期治療、これはまさに大事なことで、がんの検診は大事だろうと思います。

そこで、町でもがん検診の無償というか、無料にして、今年度が1年目でありますけれども、その状況は今ご答弁したとおりのわけですが、ちょっと飛びますが、国の死亡の原因、それ見ますとやっぱりがんが1番でして、あと心疾患、あるいは脳疾患、この3つが三大疾患というふうなことで今検診等が叫ばれております。

そこで、まず町の死因の状況はどのようになっているか、捉えているか。人口動態等で分かるかと思っておりますけれども、まずそこをお尋ねというか、そこから答えていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

データの最新の状況が令和3年度ということをし添えて回答させていただきたいと思っております。その調査によりますと、保健福祉年報というものから取ってございますが、本町の第1位が心疾患、第2位が老衰、第3位ががんという形になってございまして、いずれもこの3要素は年度で増減があるようございまして、令和2年度はがんが1位というところに本町でもなっております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 令和4年はがんが1位なようでありませけれども、国の動向を見ればやっぱりがんが1番というふうなことのようでして、あと心疾患とか、あとは脳血管疾患等なようであります。

それで、がんのご答弁で、がんの本町の受診率、5種類の全体の中では、平均すればなのかな、全体では35.94%のご答弁でありました。それで0.36ポイント増えていると言っていますが、ちょっと増えていますけれども、横ばいと、変わりなしなのかなと取りました。そうはいつでも、無料にすることによってがん検診を受けてもらうためには、いろいろ職員が行って奨励するとか受けてもらうようにするためには、無料も呼び水になると思いますけれども、やっぱり受診率を増やしていかなければならないと。ずっとこれで対応していけるかと思えますけれども。例えば見たら国の目標が60%なのです。岩泉は36%ですか。これは胃とか、いろんな5つの種類によって違うようでありますけれども、ぜひこれを伸ばして行ってほしいなと思いました。

それで、町の総合計画の未来づくりプラン、目標数値もKPIで挙げてはありますけれども、その年によって動きがかなり大きいです。ではあっても、目標を設定して、これに向けて取り組まなければいけない。現在も取り組んでいるというご答弁だとは思いますが、さらにこれに向けてどのように取り組んでいくか。これに向けて健康推進課をつくって、保健師も1つの課に置いて、指導体制を強化して健康推進をやっていくということなわけですので、ほかの業務もあることは承知しますが、まずこれに絞りますとどうやっていくのかということでご答弁いただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、がんの受診率を上げる目的で、あとは住民負担の軽減という形で実施させていただいているところがございますが、いずれ住民の方への啓発というか、効果はまだまだもうちょっと上がってくるのではないかなと思っているのですが、現状でコロナ禍がありまして、受診控え、検診控えというのも多少あったかなと思ってもございます。

今後の取組といたしましても、町の理念であります健康の町宣言にもありますように、健康の町宣言、理念が5つあるのですが、その中で1つ申しますと、常に健康に留意し定期的に健康診査を受けるというふうな項目もあります。やはりこういったことを啓発していきながら、地道に健康づくりはしていかなければならないかなと考えているところではございます。

数字でだけ比較しますと、一気に上げるというのはなかなか難しいことでもありますので、いろいろな事業を結びつけながら、継続的に受診に向かうような形、あるいは一人でも新規の受診を多くするというふうな目的で、経年変化等いろいろございますけれども、継続してこの課題は取り組んでいって、現時点では健康に関しましては総合的に見て費用対効果というのを考慮はしなくてもいいのかなとは思いますが、いいものを取り入れながら町民の健康のため頑張っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 何かよく分からなかったわけですが、よろしく願います。

私の住んでいる近所等を見ましても、がんの早期発見、早期治療で結構元気になっている人がいます。すごく顔色が悪かったのですが、それも1人、2人でなく結構います。これは無料だからでなく、前から多分やっている方もいっぱいいるかと思えますけれども、そういう状況であります。追跡調査等についてもご答弁がありましたけれども、やっぱりこれは大事なかなとは思っています。

それで、ちょっと具体的に入っていきますと、胃がん、特にこれの率が低い。私は、胃がんと大腸がん検診、ここはやっぱりやったほうがいいのではないかなとは思っています。それから、低いのが乳がんとかありますけれども、この辺についてのなぜ低いか、あるいはこれどうしていったらいいか、ちょっと個別の事項に入ってきましたけれども、これについてのご見解ありましたら、ご答弁いただければなと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、低いと思っております。今年度取り組んだものとい

たしましては、特定健診といたしまして実施していますが、特定健診と併せてがん検診を組み合わせることによって、少しでも受診者が増えるのではないかなというところで、ミニ人間ドックとまではいかないかもしれませんが、特定健診とがん検診を併せて同時にできるような体制を取って工夫したりしてございます。これが何とか受診率向上に結びつけばいいのかなと思って、若干の工夫はしてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 工夫はしているということでありますけれども、では次に行きます。

コロナは現時点では分からないと、医療機関、定まっていないということで分からないということでありましたので、これは方向性が定まったら、お示ししていただきたいと思います。

そして、おたふく風邪ワクチン、帯状疱疹ワクチンは、ご答弁ですと費用の一部助成を今後検討していくとのご答弁でありました。今後検討していくということですので、もし答えられるのであれば答えていただきたいわけですが、実施時期あるいは一部助成の内容をどの程度考えているのか、これについてももしお答えできたら、お願いしたいなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

おたふく風邪、帯状疱疹とも国の委員会等で定期接種化へ向けた検討がされているという状況もございましてことから、全国的にも県内でも結構な市町村で接種に対する助成をしているという認識は持っております。

いろいろな方面から考えまして、当町も検討に値するのではないかなというところを考えてはいるものでございまして、今後さらに検討を進めて、できるだけ早い時期に一部助成できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） できるだけ早くというふうなご答弁ありました。よろしくどうぞお願いをいたします。

次に、熊に移ります。熊によるリンゴの被害、果樹農家への支援についてでありますけれども、ご答弁ですと「国の経済対策とも連動し、包括的な対策として、販売農家を対象とした支援金の交付を検討しているところであります」ということで、支援を検討すると。支援をしていきたいというか、するというふうに受け取りましたが、ちょっと「包括的な」という難しい言葉も出てきていますが、どういう趣旨でこれを挙げているのか分かりませんが、これも含めまして、要は減収したのに対して、いろんな割合があるかと思えますけれども、これまでのコロナの経済対策あるいは物価高騰対策等々を見ましても、被害状況に応じていろいろ支援をしてきているわけですが、ほかの事業所等について。これについてもやってほしいなと思うわけでありますが、どのように理解して、これはやっていただくということでありますが、今のことも含めて、減収対策も含めてやってほしいなと思えますけれども、これについてももう少し詳しく説明していただければなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

「国の経済対策とも連動し、包括的な対策として」というところでございますが、農業全般の皆様方を対象として農業の販売収入の一定割合を交付したいというふうに思っておりますので、基準となる年度を現在は令和4年度の収入というところで考えております。今年度の収入ですと、やはり損害等が生じた場合には減収となったものを使わざるを得ませんけれども、令和4年度の収入でございますので、そこからの一定割合を給付したいなというふうな制度で今考えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） よろしくお願いをします。

戻ってすみませんが、すみませんというか、戻りますが、ご答弁いただきました被害対策で、さっきの状況で額等が示されました。23戸の割合は、どんな感じですか。全滅したとか、3割減額が何戸とか、あるいは半分ぐらいが何戸とか、そこまで答弁していただけるのかなと思っていましたが、そこをお答えしていただければなと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） リンゴ農家さんの被害状況については、先ほど申し上

げたとおり、生産物量で約20トンで、金額にして90万円というところで、当課で聞き取り調査の上900万円というところで推計してございます。

個々の被害状況につきましては、具体的には申し上げることはちょっと差し控えたいと思っておりますけれども、被害の状況ですが、熊被害、14戸の農家さんで生じてございますし、被害がほぼなかったというのも数件ございます。

大体被害の状況ですけれども、多い方ですと半分強程度の熊被害というところでは聞き取りをしている状況にございますが、春先の霜害による被害も今回ございましたので、農家さんとしても霜害の被害を捉えることはなかなか難しい面もあるかなと思っておりますけれども、1年間を通じての被害としては、多い方で半分程度の被害が生じているものというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） それでは次に、熊捕獲対策の強化についてですが、まさに真摯に前向きなご答弁をいただいたかなと思っております。よろしくお願いをしたいなと思っております。

質問で少し触れましたが、ご案内のとおりでして、有害鳥獣、猟友会では熊対応、実施隊員が対応していますが、そこの中を見ますと連日のようなことでありまして、あるいは今、月給でない方は、毎日出ますと賃金カットというふうな方もあったようでありますし、ハンターとしての使命感と申しますか、猟友会から、町から要請があれば対応して協力的にやっていただいたかなと私も見ております。というふうなことです、できるかできないかと思っておりますけれども、慰労金的な、まさにボランティアの活動だなと見えています。

そして、前の質問者の方へのご答弁で、駆除の対応として有害駆除の場合は1日2,000円でやっているということでありました。まさにそうでありまして、これについては実態に合ったように見直しをしていくというふうなことですし、あと捕獲支援、捕獲報償費についても考えるというふうなご答弁でありますので、どうかよろしくお願ひしたいなと思っております。

そして、町民を守るというか、まさに猛獣でありますので、危険を押しつけて猟友会のベテランのすごい方々がいますけれども、これはそうした中で対応していただいているわ

けですので、それなりの対応、報酬がやっぱりなければ、これ長続きしないなど私も見ておりまして、何とかしていただければなと思います。前向きなご答弁いただいておりますし、ぜひお願いをしたいなと思います。

それから、最後にしますので、ちょっと長くなるかもしれませんが、検討するに際しては、鹿は1人で対応できると。そして、やっぱり熊は、猟友会会長も言っていますが、2人、3人でやらなければならない。有害駆除も、ドラムを持って行って、そしてセットして見回って、また1週間後か2週間後に撤去とか、そういうので今やっておりますけれども、どうしても複数で対応しなければなりませんので、これをやる場合は熊1頭5,000円ではなくて、検討するに当たっては、やっぱり鹿とは別に考えていただければなと思っております。

それから、いずれ人里に今年すぐ来ました。そして、被害もかなりありました。リングは初めてのような被害でありました。ほかにも被害ありました。町長のさっきの答弁にもありましたが、来たのはやっぱり捕獲すると。戻ればまた来ますし、また子も来ますし、捕獲するというふうなこと。そして、捕って、人里に来ればもう怖いと、恐ろしいというようなことを熊にも植え付けるというか、そういう状況に持っていけないと、どんどん多分増えてくるのかなとも思います。

先ほど話題に出ておりましたが、国での指定管理鳥獣への熊の指定ということになれば、どんな結果が出るかですけれども、そうすれば期間がいつでも熊捕れるようになります。さっきの言う銃でも捕れるようになりますし、あるいは国から交付金も、鹿とイノシシの例を取れば来ますので、そうすればそれと併せてできるかなと思いますので、それに期待するわけでありましてけれども、もしそれが長引くようであれば、また町でも有害鳥獣については捕獲をするためには、それに対応する人についてはボランティアではちょっとこれは限度がありますので、やっぱりそれ相当のことを考えていただければなと思っております。答弁でも、やるというふうなことで受け取りました。

というふうなことでありますので、捕獲ハンターの負担軽減、熊の捕獲対策の強化につきましては、引き続きこれをご検討していただいて、人に被害が出ないように、農作物もできるだけ守るように、地域を守るように、ハンターもそのつもりで多分今までもやってきているかなと思いますので、そのことをお願いをしまして質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時14分）

令和 5 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 1 2 月 1 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 1 2 月 1 5 日 午 前 1 1 時 3 9 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 2 人 欠 席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	×
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 館 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	税 務 出 納 課 総 括 室 長	田 鎖 雅 樹
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月15日(金曜日)午前10時00分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、早川ケン子さんから所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、三田地久志さん。はい、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

非認知能力の育成についてです。平成30年第2回定例会において、「教育環境の課題について」の一般質問をしております。要約すれば、幼児教育の課題についてでした。令和3年の第1回定例会においては、「非認知能力」について一般質問をしたところですが、今回はさらに踏み込み、他の自治体の事例を参考にしながら質問をいたします。

今年出版された元豊岡市長の中貝宗治氏が執筆した「なぜ豊岡は世界に注目されるのか」という新書を、当初は「人口が減少し、産業も衰退する中で、地方が輝きを放つ方法はあるのか」とのサブタイトルに引かれて読み始めました。構成としては、序章で「小さな世界都市」の萌芽」、1章が「コウノトリ「も」住めるまちを創る」、2章、「受け継いできた大切なものを守り、育て、引き継ぐ」、3章が「深さをもった演劇のまちづくり」、

4章が「ジェンダーギャップの解消」、終章で「これからのこと一子供たちへ」となっています。その終章の「これからのこと一子供たちへ」の中に、非認知能力が出てまいりました。豊岡市では、演劇を小学校教育に導入することで非認知能力を高めようと、当初はモデル校を3校選定し実施したところ、効果が出るとのことで、今では市内全域の小学校で導入されているとのことです。効果の検証は、青山学院大学の教授にしていたようです。

翻って、我が岩泉町の子供たちの教育環境は、非認知能力の育成に対応していただいているのだろうか。思うに、町の教育方針や家庭での方針などもあり、認知能力に対しては各家庭、教育現場でも一生懸命取り組んでいるように思いますが、非認知能力への取組はまだ行われていないのではと思われます。

文部科学省、中央教育審議会、幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会審議のまとめ（令和5年2月27日）を見ますと、「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供にひとしく機会を与えて育成していくことが必要」、「幼児期は、遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えをさらに伸ばしていくことが必要。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要」、「一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、5歳児から小学校1年生の2年間を架け橋期と称して焦点を当て、ゼロ歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、架け橋期の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要」など、全部で5項目についてまとめてあります。

ここで「なぜ豊岡は世界に注目されるのか」に戻りますが、豊岡市では非認知能力の実践のために何を行ったのかといえば、さきに述べたように学校単位で演劇に取り組んだのです。生涯の学びを支える非認知能力をどう育てるのか。学びに向かう力や姿勢とでもいうのでしょうか、目標や意欲、興味・関心を持ち、粘り強く仲間と協調して取り組む力や姿勢が中心になっていったようです。そして、このことによって、認知能力と非認知能力は絡み合って伸びていく。どういうことかということ、意欲や関心を持って粘り強く取り組むと、自然に深く考えたり工夫したり想像したりして、認知能力が高まります。認知能力が発揮された結果、達成感や充実感が得られ、次も頑張ろうと非認知能

力が強化されます。こうしたサイクルを意識することで、認知能力と非認知能力は効果的に伸ばすことができるようです。

さて、そこで岩泉町での取組ですが、こども園、小中学校は町立ですし、高校は県立ですが、関係は良好だと思われます。それぞれの子供たちの成長段階において、連携・協力をしていく必要があるのではないかと思います。その仕組みをつくらなければならないのだと考えますが、教育長の所見を伺います。

さらには、岩泉町は自然環境が豊かなわけですので、この環境を利活用して非認知能力の強化プログラムを作成していくことも大事ではないかと思いますが、併せてお伺いいたします。具体的には、自然の中で同じ学年だけではなく、各年代で構成したグループで遊びを見つけ工夫させることなどで、非認知能力を高めるような仕組みづくりです。岩泉のことをよく知ってもらい、岩泉大好き住民をもっともっと育てることがまちおこしにつながると信じています。少子高齢化の中において、教育から再構築していくことは、遠回りには見えますが、最短であるかもしれません。岩泉の教育プログラムがこども園から高校まで一貫した認知能力と非認知能力の開発に特化したものであれば、子育て世代も安心できるのではないのでしょうか。コミュニティ・スクール等を活用し、あるいは保護者や地域住民をも巻き込んだ仕組みづくりをすることで非認知能力の育成は可能だと思われますが、教育長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長、答弁願います。

〔教育長 褒岩千裕君登壇〕

○教育長（褒岩千裕君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、私も非認知能力の向上には、5歳児から小学校1年生までの2年間の架け橋期が重要であると考えているところであります。本町においては、幼児期と小学校とを円滑に接続するため、新入生を対象にスタートカリキュラムを設定し、取り組んでいるところであります。また、架け橋期のカリキュラムにつきましては、関係各所の連携会議を毎月開催し、ゼロ歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、次年度のカリキュラム作成に向けた準備も進めており、今後非認知能力の向上も視野に入れながら、準備を加速してまいりたいと考えております。

こども園、小・中・高の連携・協力につきましては、各小中学校におけるキャリア教育の実施状況を把握し、小学校、中学校同士での横軸による活動内容の情報共有を図るとともに、こども園から高校までの縦軸による連携強化を推進してまいります。こうした経験とキャリアパスポートによる振り返りにより働く意義を考えるとともに、今後の自分の生き方についても考え、自分自身で決める、選択するという経験を積み重ねることが大切であると考えております。

岩泉高校においては、K I Z U K Iプロジェクトの中で、各中学校を訪問しグループワークを行うなど、活動を通じて地元のよさや課題を共有し、町の将来を担う人材として成長していると捉えております。このような全ての経験が日常生活にも反映され、挨拶などの行儀作法、時間や規則等の遵守・責任感・他者との人間関係を築く力を身につける一助となり、各成長段階における非認知能力の育成にもつながるものと考えておりますことから、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

次に、自然環境を活用した非認知能力の強化プログラムであります。現在各学校などで取り組んでおります特色ある活動がまさに議員ご案内のプログラムであると認識しており、今後においても継続できるよう支援してまいりたいと考えております。一例を申し上げますと、釜津田小学校では自然愛護少年団活動で河川清掃や校庭の環境整備、「学びの森」での樹木や生物の観察など、広く自然環境の保全に取り組んでおります。岩泉小学校では、水生生物調査を実施し、宇霊羅山や龍泉洞を含めた清水川流域の自然環境保護活動に取り組んでおり、小本小学校ではサケの稚魚放流で卵から稚魚になるまで育て、小本川に放流する活動を行っております。他の学校においても、特別活動や総合的な学習の時間を活用し、地域住民のご協力を得ながら、特色ある活動を行っているところであります。

また、学校の枠を超えた活動としてふるさと少年隊活動では、活動を通して中学生が小学生をリードすることで、リーダーとしての自覚が芽生え始めるなどの意識の醸成が図られ、社会適応力とリーダーシップが育成されております。この活動には、隊員を卒業した岩泉高校生を中心としたボランティアが数多く参加し、共に活動する姿を見せることで次世代への継承が行われており、各世代における成長にもつながっているものと認識しております。

最後に、コミュニティ・スクール等を活用した非認知能力の育成についてであります。コミュニティ・スクールや教育振興の各実践活動の中で、非認知能力は高めていけるものと考えており、そのためには岩泉をこよなく愛する地域おこし協力隊の存在が欠かせないものと考えております。本年8月には、旧中沢小学校を拠点に、首都圏の大学生主体の異世代交流事業、「僕らの夏休みプロジェクト」における小学生との交流を行いました。その際、地域おこし協力隊と連携し、コロナ禍で休止中の地域の活動を復活させるなど、地域住民との協働により実施できたことは、まさに地域住民を巻き込んだ非認知能力の向上につながっているものと捉えております。来年度は、町内全域で事業実施を検討していると伺っておりますことから、可能な限り支援協力を続けてまいりたいと考えております。地域おこし協力隊と学校、地域、保護者が手を携え、児童生徒が岩泉の自然、文化、全てのものを愛せる取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、数値化できる認知能力を高めるとともに、予測困難な社会をたくましく生き抜き、幸せな人生を切り開き、町の将来を担う子供たちを育成する上で、非認知能力を高めることもより重要と考えており、何歳になっても目標を持って学び続けることができる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありませんか。どうぞ。

○6番（三田地久志君） とても丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

同じように、非認知能力についての取組をこれからしっかりやっっていこうということも伝わってまいりました。私、小学校、中学校の時代は、こういう教育を受けました。先生方から、岩泉で生活するのはもう駄目なのだから、とにかく外に出ていけというようなことを先生に直接言われて、そういうふうになりました。あるいは、長男だけが岩泉に残ればいいと。あと女性、子供、こういった言葉を使うとよくないのですが、もいなくてもいい、外に出ていけと。そのひずみがどんどん、どんどん進んできて、岩泉がこういうふうな人口減少になっていったのではないかなと根底に思っていました。そういうことを前提に、やはり教育をきちんとすることが自治体をきちんと持続させていくのだという思いの下に、それを前提にした質問をさせていただきたいと思いますが、

よろしくお願いいたします。

それこそ見ていますと、教育長の答弁のとおりにはなっているのですが、どうしても、例えば認知能力の関係でも、問題を出して、過程をなくして、もう答えを言ってしまっていて、考える力がなくなっているところがあるのではないかなど。間違ってもいいから、なぜそうなのかというところの教育のほうが私は大切だと思うのですが、その認識は私は間違っているのでしょうか。いかがですか。教育長、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、褒岩教育長、答弁願います。

○教育長（褒岩千裕君） 私もそのとおりだと思っておりまして、間違えることは本当に成功の母といいますか、間違えてどんどん伸びていくのだ。割と私たちも大学生、高校生、中学生、小学生のときにも、間違えたものほどその後よく覚えているのです。そういうことを大事にする学校でなければならないということは、先生方にも、学校は間違えるところという意識を植え付けようというのは、校長会議等でお話ししているところであります。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 安心をしました。課題を出して、すぐ答えを出すということは、いわゆるプロセスの考え方が、答えというのはやはりいろんなプロセスが1通り、2通り、3通り、たくさんあって、そのどれを選択して子供たちが考えるかという考える力ということが非常に大事だと思うので、そういうことをとにかく積み重ねていくということを、ぜひこれからも教育の現場には教育長のほうからも伝えてほしいなと思います。

ここに書いてあることで、関係各所の連携会議を毎月開催しているというふうにあるのですが、ここの内容というのはどういう中身を、こういうことを聞いてはいけないのかもしれませんが、連携会議というのはどういったことをなさっているのかということ、1ページ、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 特に重点にして行っているのは、なかなか入っていけない子供たち、授業に入っていけないとか、あとはちょっと心の問題を抱えた子供たちがどうみんなと関わっていけるか、それを模索しながら、この子はこういう子供たちと一緒に活動

させたほうがいい、この子はこういうところでいろんなことを発見できるよさがあるよというのをつなげていきます。そして、小学校には小学校で、ではそのことを受けて、小学校教育の中で非認知能力、どっちかといえば非認知能力が多くなるのですが、このことを学ばせていこう、体験させていこうということで、両者のほうをやっております。そして、毎月やるというのは、そのことを月々確認していきながら、そして全体のところも含めて会議をしております。とにかくこども園と、そして学校がうまくスムーズに接続していけるようなことを考えてやっております。ただ、ほかにもあるのですが、私も1回の会議しかまだ出られなかったもので、ちょっとそこまでのところで捉えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） ネットの情報が正しいかどうか分からないのですが、幼稚園、こども園と学校との連携というのがうまくいっているかという全国でアンケートを取って見たら、七、八割の方は連携がうまくいっていないと、これからだろうというようなことが書いてありました。今の説明を受けると、岩泉町はそうでもないのかなど。生徒、子供たち一人一人にきちんとした対応をいただいているのだなというのが分かりました。これもぜひ岩泉に、本当にこれから岩泉を私たちが、岩泉小学校の校歌には町の担い手だという一節もありますから、そういうところを……これは岩泉小学校です、今言ったのは。他の小学校は校歌知らないの、あれですが、本当にそういう気持ちになるようなものを取り組んでほしいなというふうに思います。ここにも町の将来を担う人材としてというふうにありますから、ぜひそこは継続をしていただきたいと思います。

次に、自然環境を利用したというところで、ここも外に出ていった、ただ危険なことは、こういうことはやっては駄目だよと当然話をしてやるのだと思いますが、もうそれは駄目、これは駄目というふうになっているのか。ここだけやりなさいなのか、自分たちが考えてやるようになっているのかというのは、現場見たわけではないと思うので、答弁は難しいと思いますが、どうでしょうか。自然の中で、それこそ子供たち好きなようにやっていいよということなのか、もうカリキュラムを決めていて、これとこれとこれをやりなさいで終わりなのか、その辺はどんなもの。もしあれだったら、次長のほう

でもいいのですが、よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 確かに私たちが子供の頃、そして20年前とか10年前より命というか、安全が第一になってきています。それは確かに大事なので、そこをきちんと押さえた上で、ある程度子供たちに自由度を持たせながら、そして安全に見守る形を取りながら行っておりますが、どうしてもやっぱり少しは子供たちの自由度、そして発想がうまく100%いつているかといえ、それではないかなとは思っていますが、そうなるように。ただ、割と岩泉のいいのは、小規模で目が届きやすい、そして割とサポートの先生も入っていただいているので、そういう意味では自由度が高くやれているところだなとは思っています。それが岩泉を愛する心になって、子供たちがどんどん育って行って、そしてさらにサーモン、サケのように岩泉に戻ってきてくれるということを私は望んでおります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 自然の中で活動するという事は、非常に大事なことで、そこで同じ学年の子供たちだけではなくて、私らが育つ頃は子供がいっぱいたので、上級生がいて、下級生がいて、面倒を見なければいけない。その中で、どういうことをやってはいけないと。大人はいなくても、上級生がいろんなことを教えてくれたわけなのです。そういうのがなくて、今の子供たち見ていると、上級生も下級生もなくて、同列で、言葉遣いも先輩も後輩もないような、どうもその辺が気になるなというのが若干あります。もう少し先輩に対する、あるいは大人に対する言葉遣いとか、そういうところももう少し何とかならぬのかなというのがあるのですが、これは家庭教育の問題なのか、それとも地域の中で遊んでいない。学校ともう少し地域が関わる仕組みというのが、それこそここで言うとコミュニティ・スクールとか、コミュニティ・スクールの委員は学校に行っているいろいろ話は聞くのしょうけれども、では実際どういう行動をして子供たちが地域の中で育っているのかというところが若干欠けているような気がするのです。さっき言った自然環境の学びのところに地元住民をもっと入れて、先生だけではなくて、そういう人たちにも手伝ってもらおうという仕組みづくりというのも必要だと思うのです。

が、その中で初めて言葉遣いや何やら、いろんなことを覚えてくると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 議員おっしゃるとおり、多少欠けている部分はあるかもしれませんが、結構キャリア教育、小学校から地域のところに出て行って、いろんなお店でいろんなものを見たり聞いたり、そしてそこでリスペクトをしながらやっていることはやっておりますし、中学校になると本当にそれが体系化できて、学校運営協議会の方々がうまくコーディネートしてくれて、キャリア教育をどんどん進めています。事業主さんのところともいろんなことでうまく関わりを持てるようになっていきますし、進んでおりますが、小学校から中学校、そして高校はさっき言ったK I Z U K I からと、地域にもっともって出ていっていますので、そういう部分は今の時点での部分ではやれていると思っています。

ただ、昔よりも本当に自由度は少なくなってきた、そして上級生と下級生の関係というのがなかなか取れなくなっていますが、児童会活動というのがありまして、昔と同じように児童会、その中でいろんな部分は取り組んでいます。ただ、平等というか、上級生に対してこういうふうにしなさいとか、あんまりそれをし過ぎてしまうと、またちょっと違った形になりますので、いい形のところが取れているかなと。ただ、一つは、私思っているのはスポ少とか、そしてあと放課後学童の部分で、割とそこでいろんなものをまた覚えている。そういう部分の地域の活動、放課後の活動で培われている部分も大きいと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 自然の中での活動をもう少ししたいと思います。かつて清水川には、カジカがたくさんいました。今はいません。復活プロジェクトをしませんかというふうに、実は高校のK I Z U K I プロジェクトの中で取り組んでほしいと思って投げかけてはいるのです。そういうことを、川で遊ぶということも今の子供たちはしませんし、どういうことなのかも分からないですし、台風が来て増水して、川は怖いから行くなということになるようです。ますます川の中で遊ぶというようなことがなくなってきた

ている。何とかそこを、川というのは実はいろんなことがあって楽しいのだということ、あるいは山の中に行けばこういうことがあって楽しいのだということ、何人か集まってスマホだったり何とかゲームと、よく分かりませんが、バトルゲームやっているよりは外で遊んでもらいたいと思うのは、私が年寄りのせいなのかもしれませんが、そういうことをぜひ小学校の子供たち、中学校の子供たちにもやってほしいなと思っています。そのためには、何らかを立ち上げていかなければならないと思うのですが、親の皆さんがそういうのを許すかどうか分かりませんし、ぜひ教育委員会としてもそういうのもあるよというようなことを、これから詰めてはいきますけれども、協力をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） 議員おっしゃるとおり、私もそこが欠けているなと思っています。

ただ、もう一つ、ちょっとこの中にもあるのですが、僕らの夏休みプロジェクトで学生が来て、子供たちともいろんな自然活動をしました。あと、地域おこしの人たちも一緒に入りながらやった活動が、こういうのがどんどん広まって行って、そして川も一緒に入り、こういうところが危険だよとかというのをきちんと教えながら、川が危険だというのは、やっぱりここが危険だよとか、ここは行っては駄目だよというのをきちんと教えたりというのが欠けている部分があるので、なかなか入りにくい。学校側も、川に入っているよとかとなかなか言えない、結局責任問題にもなってきますので。ですから、彼らがまた危険なやり方とか、そういうのを指導してくれながら、そして岩泉高校のボランティアの子たちも結構育ってきていますので、その子たちに小学生、中学生がリードして、中学生はまたジュニアリーダーとして小学生を教えながら、それが今度こども園のちっちゃい子供たちもきちんと遊べるようになればいいのでしょうか、そのところまで含めた活動にできるように、地域おこし協力隊の面々とか、地域おこし協力隊が学校とも関わりたいと言っていますので、そういう学校の子供たちに、例えば雪板というのを作っていますが、雪板を子供たちと一緒に作ったり、そしてペンダントも作っていますので、そういうのとかを作らせたりしながら、学校とうまく連携を図るような活動につなげていければいいなと思っていますので、私どもも学校にはPRしながらやっ

ているところであります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 要は、学校だけのこと、家庭と学校の行き帰りの中での人格の形成ではなくて、今みたいに協力隊の人あるいは地域の人たちともっとコミュニケーションを図って、どういうふうな言葉だったりとか、語彙もたくさんそこで、方言も分かってくるでしょうし、そういったことをどんどん、どんどんしていかないと、岩泉のよさが分からないのではないかなと。例えば岩泉の方言の授業を今日はやりましょうとか、そういうことで初めて外部の人間と会っているような言葉を覚えるかもしれませんし、コミュニケーションというのがどういうことなのかということがそこで初めて、それが生きる力になりますから、自分のところはこうでしたという、こうですというところが子供たちがもっと自信を持って外に出ていけるようなものにしていかないと、どうも見ていると、言っては悪いですけども、沿線のほうの学校の皆さんに比較すると、何か引っ込み思案のところがあるのではないかな。自分から進んでどんどん、どんどん行くというのがちょっと足りないのかなという気が、東北本線沿いの、新幹線沿いの学校に比べると、ちょっと引っ込み思案なのかなというところがあったりするので、その辺も含めてもっと狭い空間の中で、先生と生徒、家ではなくて、そこにどうやったらいろいろな人間がいるのだということを、そういうことも必要ではないかなと思うのですが、その辺についての取組というのはもうなさっているのか、これからしようとしているのか、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 袈岩教育長。

○教育長（袈岩千裕君） ずっと続けてきたと思うのですが、コロナの関係で少し止まった部分がある。今年大分できるようになってやっているのですが、あと私岩泉の子供たちが本線沿いの子供たちよりそういうので劣っているという感じがしないです。私は、盛岡の学校で校長を何校かやってきて、そのときの子供たちと本当に負けず劣らずというか、むしろ優れているような気がします。

ただ、あともう一つが、それを少し感じたのが昭島の交流、そして台湾交流、アメリカの交流、ウイソコンシン・デルズの交流を、まだウイソコンシン・デルズのは来ただ

けなのですけれども、そこでも交流は行いましたが、そのときに、今台湾にはちょうど行って、すごく楽しんでいろんな活動をやっているようなのです。そして、昭島のところも、逆に言えば昭島の子供たちと岩泉の子供たち比べたとき、あれ、岩泉の子供たちのほうが都会的だなという部分も多々見られましたので、自分たちから進んで友達になろうとしている。そういう部分で、いろんな活動を取り入れて、そしてそれにどんどん参加してくれる子供たちが増えている。あと、ふるさと少年隊の子供たちはどんどん増えてきて、そしていろんな経験を積んで、岩泉をどんどん愛せるようになってきているので、少しずつですが、もう少し温かい目で見えていただくとありがたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） では、私の認識違いだったのかなと思います。それであれば非常にうれしいことですし、岩泉を担う子供たちが間違いなく育ってきているということです。

要は、なぜ岩泉の人口が減少しているかというのと、やっぱり若い女性がもう外に出て行って働いてしまう。ジェンダーギャップの部分で、どうしても男だけが相続で残りなさいという教育を今まではしてきたので、そうではないのだよと。女性でも間違いなく岩泉で仕事ができ、楽しいことがあるのだよという、こういう区別をするとまたおかしい話にはなるのだけれども、そういうところも教育の時点で男、女というのは関係ないのだということも含めてぜひやってほしいのですが、やっているのでしょうか、どうでしょうか。男女の差というのは、特にも意識は最近はしていないとは思いますが、どんなものなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） すみません、私岩泉に来てみて、むしろ男子より女子が強いような気がしています。本当に社会性もあり、どんどんコミュニケーション、女子のほうが私たちとも取ってくれて、外から来た人間にも、様々なことを吸収しておりますし、1つすごいなと思ったのが、盛岡のほうに出ている学生なのですが、岩泉が大好きなので、卒業したら岩泉に戻りたい。でも、なかなか就職先見つからないので、頑張ってい

ますということで、相談にも乗ってくださいということだから、できる部分での相談には乗るよというお話をしていたら、友達もそう思っているのです、連れてきていいですかと。はい、どうぞということで、冬休みに来てくださるようですが、そういうのもあり女性も育っている。ただ、逆に言うと、今岩泉に女性がうまく活躍できる場がまだまだないのかな、それを教育委員会でなかなか開拓はあれでしょうが、役場全体でそういう女性も、そして男性も含めてですが、活躍できる場所を増やしていければいいのだろうなど。それも教育委員会側からも地域に働きかけ、様々な部分でやれる部分があれば、私たちが頑張って取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） そこまで頑張っていらっしゃるということで、若い女性たちも岩泉が大好きという人たちがいるということで、あとは行政、町長サイドのほうでもいろんなことを考えていただかなければいけませんし、当然三セクも含めた中で、ではその対応をこれからどうしていくのか。教育サイドだけの、教育は一生懸命やってきた。そこから育ってきたときに、では受皿をどうするのかというのは、これは政治的な判断もこれから必要になってくるはずなので、そのことについてはまた後から町長に質問をいたしますが、今日は取りあえず生きるための力、小学校、中学校、高校に対しての生きる力を一生懸命やっていただいているということを理解して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

次に、7番、林崎竟次郎さん。はい、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、私は一般質問の準備をするに当たり、やるせない悶々とした日々が続いておりました。それは、イスラエルとイスラム組織ハマスの戦闘中断が崩れ、イスラエル軍によるパレスチナ・ガザ地区への無差別攻撃が再開されたことです。休戦前にも増して病院を攻撃する、女性や子供を殺す……。それは、人間としてあってはならないことだ

と思います。12月13日、ガザ保健当局の発表では、ガザ地区の死者は1万8,000人を超え、ユニセフによると子供たちの墓場と化し、人々の生き地獄となっているとされています。私は、直ちに人道的停戦と国連憲章、国際法に基づく解決を祈るばかりであります。このような不安定な世界情勢は、日本、ひいては岩泉町にも少なからず影響が生じるものと懸念しながら、次の2点について質問いたします。

まず、物価高騰が町民の暮らしや営業を一層逼迫させています。厚生労働省が10月6日に発表した8月の毎月勤労統計調査速報では、実質賃金は前年同月比2.5%減、17か月連続の減少となり、総務省の8月の家計調査では、実質で消費支出が2.5%減、6か月連続の減少となっています。食料費支出の減少は11か月連続です。総務省が10月20日に発表した9月の消費者物価指数によると、食料の物価は9月に9%上昇し、47年ぶりの高水準となって、食料高が家計の重荷になっています。ある報道によると、エンゲル係数、これは消費支出に占める食費の割合で生活水準を示すものとされていますが、26%を超え、40年ぶりの水準に達するなど、年金生活者と低所得層を直撃しています。

今回の物価高騰が暮らしと営業にとって苦しく深刻な打撃となっているのは、30年という長期にわたって経済の停滞と衰退が続き、暮らしの困難が続いているところに物価高騰が襲いかかっていることによるものだと考えます。本町では、県とともに物価高騰対策に取り組んできましたが、これらの対策を継続し、さらに拡充すべきと考えます。町長の所見を伺います。

次に、国民健康保険・介護保険に係る平成28年台風第10号、令和元年台風第19号の被災者減免が本年12月31日で終了となります。この間、この制度の対象者は、台風での大きな被害にもめげずに暮らし、何よりも心身の調子が悪いときには少ない負担で病院にかかることができました。さらに、持病を持っている方は、定期的な検査や薬などの負担が軽減され、その分をほかの生活費に回すことができるなど、この制度は被災からの立ち直りに大いに貢献しました。ある対象者の方は、「糖尿病で今インスリン注射を2本打っている。合併症も出てきているが、来年から今までのように病院にかかれるだろうか」と話しています。このように思っている対象者はほかにもいると思います。

そこで、被災者減免の終了後も経済的に大変な方が医療を受けられる対策、相談体制が整っているのか。また、無料低額診療の確保、状況はどうなっているのか伺います。

本席からの質問は以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、物価高騰対策についてであります。これまでも国、県の支援策や町民生活に与える影響等も踏まえながら、低所得者や子育て世帯、中小事業者あるいは農林水産業者など、あらゆる分野における支援策を講じてきたところであります。議員ご案内のとおり、先行きが不透明な物価高などの影響により、町内の経済状況はいまだ厳しい状況にあるものと、このように認識をしております。

先般、国におきましては、物価高の影響に対する重点支援地方交付金の追加による住民税非課税世帯に対する7万円給付などの補正予算が成立をしたところであり、県におきましても社会福祉施設等の運営事業者に対する光熱費や食材費の高騰支援、畜産経営体の配合飼料購入費の高騰支援など、これまでの原油価格、物価高騰対策の一部延長などの支援策を実施する方向と、このように伺っているところであります。

本町におきましても、国、県の対応や町内の経済状況等を踏まえ、本定例会において町内の消費購買拡大や福祉サービス事業所、農林水産業者に対する物価高支援の補正予算を予定しており、引き続き効果的な物価高騰対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、医療費等の被災者減免終了後の対策についてであります。委員ご案内のとおり平成28年台風第10号、令和元年台風第19号の被災者に対する医療費等の減免は、本年12月31日までとしており、これまで被災をされた方々に対しましては経済的な負担軽減や適切な医療の確保など、生活再建に向けて一定の役割を果たしてまいりました。

本事業の終了に伴う対応につきましては、事業終了の個別通知に合わせて高額療養費制度についてのご案内を行っており、さらには生活面における金銭的な相談にも及ぶ場合は、福祉の窓口におつなぎをするなど、丁寧な対応に努めているところであります。

また、無料低額診療事業につきましては、済生会岩泉病院をはじめ、県内6医療機関で行われている医療機関独自の事業であり、済生会岩泉病院から伺ったところでは、本年度当該事業を利用している方は毎月20名程度で、今後も必要な方に対して継続実施し

ていくとのことでもあります。

いずれにいたしましても、これまで減免を受けていた方の経済的不安を取り除くべく、済生会岩泉病院などの関係機関とも連携を図りながら、被災された方々に寄り添った対応を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問ありませんか。はい、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 誠に立派な隅々までの答弁、ありがとうございます。それで、若干確認も含めながら、少し質問したいと思います。

まず、質問の中でも私は、約30年働いている人については、給料というか、収入というか、所得というか、30年間上がらないと言ったのですが、この点については分かりますか。そうだ、そうでないとか、実態含めて。分からなければ、もう一回。

○議長（菊地弘巳君） では、もう一回質問してください。

○7番（林崎竟次郎君） 今物価高によって苦しい生活になっているわけですが、これの大きなところは、質問で述べたように、30年間暮らしが豊かにならなかったということが大きいということは質問しましたが、この点についてはどう思いますか。

○議長（菊地弘巳君） もう少し分かりやすく質問してください。

○7番（林崎竟次郎君） 今の物価高の中で、生活が苦しいことの大きな理由の一つは、物価高だけでなく、30年間収入が増えなかったことも大きな原因の一つだと私は質問しましたが、その点について課長はどう思いますか。経済……分からないか。

○議長（菊地弘巳君） ちょっと待ってください。30年間給料が上がらない人がいるという質問ですか。

○7番（林崎竟次郎君） はい。

○議長（菊地弘巳君） それでは、答弁させます。佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

やはり議員のおっしゃるとおり、30年間、皆さんの所得というものは上がってこなかったというのは、おっしゃるとおりだと思っております。町といたしましても、皆さんの所得を向上させるための施策というものには取り組んできたわけですがけれども、町だけでは解決できない部分、やっぱり世界、国の状況もあって、こういった状況で推移し

ていると考えておりますので、これについては町単独で解決できる問題でもなかったと。でも、全力でそれには取り組んできた。それで、今の状況を維持しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、どうぞ。7番、林崎議員。

○7番（林崎寛次郎君） ありがとうございます。まず、そういった中で、答弁の中にもありますが、引き続いて支援策を実施していくとありますが、この中で分野としては全ての分野が入っています、農林業を含めて。個別に見れば、外れているところもどこかあるのではないかと思います、外れているところはないですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） ただいま議員から、今回の対応部分で、先般国で補正予算が11月29日成立いたしましたして、それを受けて岩手県議会でも今週の初め、12月12日に補正予算のほうが決まっております。それを受けまして、町でも、今までも町としてもそういった対応は早めにとということでお話がありまして、適時適切なタイミング、あるいは国、県の動向を見ながらということでお答えをしております、今回も国、県の補正予算を踏まえまして、本会議会期中に物価高騰に対する補正予算の追加提案を今お願いしようとしているところでございます。現在のところ大体7事業ぐらいで、先ほどもお話ししましたとおり、福祉サービスの事業、あるいは第1次産業の部門、そしてあとは経済対策の部分、そこらの事業、7事業ぐらいで大体6,000万円を超える規模を考えてございます。

議員からお話があったとおり、漏れがないかということですが、実は国、県の補正予算が動き出す前に、町のほうでも情報収集は各課にお願いしております、まず困ったところがないかというところを聞いてもらいながら取り組んでいるところでございますので、今段階、今回の計上分では漏れがないものと認識してございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎寛次郎君） 先日終了した県議会では、物価高騰対策の中で、今まで中小事業者向けの石油製品とか電気とか、それらを中心にした緊急支援、個人が7万円、法人が15万円というやつ、これが第1次、第2次となって、そしてこの前の県議会では第3

次の提案がなかったのですが、中小にとっては金額が少なくても、間接的ではなくて直接的、間接の形ではなくて直接的な支援なので、個人事業者、それから中小の事業者にとってはすごく助かる、役に立つ制度なのです。だから、こういうふうな、例えば商品券の発行という形は間接的な形になるわけけれども、金額が少なくても直接的な支援というのもこれからはやっぱり忘れないように検討してほしいと思います。この点についてはどう思いますか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ただいまご質問のあったとおり、昨年度は当町でも事業者の方たちに補助金という形でやらせていただきました。今回につきましても、その必要性の有無につきましては、庁舎内で検討させていただきましたが、現在は昨年と比べまして電気料金、それから燃油料金等は国の支援によって抑えられていると。そういった点もあって、今回は県のほうでもこういった施策は出さなかったということで、町のほうでも県の動向も見据え、それから町内の事業者の皆さんからも声を聞いて、実施しない方向でいるわけですが、事業者の皆さんの声を聞きますと、やはり価格転嫁できる部分には今交渉をして、少しずつではあるが、取引の価格は上がっていると。だけれども、思ったようには上がっていないのが現状だけれども、これが民間の事業者のあるべき姿だということで、町や議会にいろいろ心配はしていただいているけれども、私たちは生きるすべを持っているので、安心してくださいとまでは言いませんでしたけれども、事業者は事業者なりに頑張っていくというような頼もしい声も伺っております。そういった点から、今回は今総務課長が申し上げたような支援施策を打ちたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） 電気料金の関係ですが、近々値上げされると、そういうふうな情報も入っています。

次に、被災者の医療費、介護保険料の減免が12月31日までとなっています。これについては、ほかの自治体ではやっていないことです。大変な事業をここまで継続してくれましたことに、私も被災者で対象者の一人なのですが、感謝申し上げます。

それで、これからのことなのですが、私は質問の中で無料低額診療事業について質問

しました。そして、その答弁の中で、県内6医療機関で行われていると。その中に、済生会岩泉病院も入っていると。それで、私は、もう岩泉に県立病院がないのはマイナスかなと思っていましたが、答弁を見て、ああ、済生会でもやることはやっているのだなと思って感じるようになりました。それで、答弁の中で無料低額診療について、済生会岩泉病院では毎月20名くらいの方が来ているとなっています。それで、答弁の中でも隅々まで答弁してくれたのですが、この20名の中には生活保護世帯は入っていないのでしょうか。この点について。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山岸知成町民課長、答弁。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、済生会独自の考え方で実施しているわけですが、対象とする方の中には、生活保護を受けられている方も含めているようです。ただ、私のほうで把握している数字の中に、生活保護の方が何人いらっしゃるのかという分までは把握しておりませんでしたし、お話は伺ってきたのですけれども、そういったお答えがございませんでしたので、具体的な数字についてはちょっと把握してございません。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） 私詳しくないから質問するのですが、こういうふうな生活保護の方が病院にかかるときに、無料低額診療に関係するような形でかかるのかなという点についてはどうなのでしょう。詳しくなくて申し訳ないです。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

無料低額診療の事業の中に、済生会岩泉病院では診療費のほか、病衣であるとか食費であるとか、そういったような部分も含めて実施しているというふうに伺っておりますことから、そういった部分を無料ないし低額の対応をしておるといふふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 小さいところで申し訳ないけれども、着るものと言ったっけか。

そういうふうなものについては、保護費からは出ないのですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 通常診療費といいますか、そういった対応になるのは、当然先生から診てもら分であるとか、調剤費は対象になるわけですが、入院する際のパジャマ代であるとか、通常的生活費については個人負担になっているのが通例でございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 分かりました。

それで、20という数字が出たので、それを基に質問しますけれども、役場は直接関係していないので、生活保護者の比率というか、それは全然分からないですね。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、細かいそういった内訳については把握してございませんので、ちょっと何ともお答えようがございませんので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 分かりました。それで、20人が無料低額診療に、月ごとに考えれば20人が救われているわけですが、これ生活保護ではない世帯も入っていると思われまます。それで、答弁の中にも経済的に大変な人とあるから、そういうふうな形が、ルートができればいいなと思うのですが、ルートをつくるということは、やっぱりこれは無理なのですよね。困難ですよね。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

ルートをつくるかというようなことではなくて、例えば町民課の窓口なりで支払いが難しいであるとか、そういったようなご相談がある場合については、済生会岩泉病院ではこういったようなのをやっておりますよというようなご案内については、これまでもやってきておりますし、今後もやっていきたいというふうに考えております。ただ、それが認められるかどうかについては、済生会さんのご判断になりますので、うちのほうでするのであればご案内までかなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） 分かりました。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

次に、2番、佐藤安美さん。はい、どうぞ

〔2番 佐藤安美君登壇〕

○2番（佐藤安美君） 2番、佐藤安美です。通告に基づきまして、町民の生きがい対策について一般質問を行います。

本町は、人口減少と少子高齢化が著しく進み、住民を取り巻く環境や状況、そしてかつて目にしていた農地や建物などの風景が年々変化しています。そして、この変化は、岩泉町が持続可能なまちづくりを進め、未来を拓くために解決しなければならない切実な課題として既に表面化しています。

大川地区を例に挙げますと、高齢化率がここ10年間で約45%から約56%へと大幅に増加しており、大変危機感を持っています。人口減少や少子高齢化の進行により地域の活力が低下し、それとともに住民のつながりも弱くなっていることから、この課題は大川地区のみならず、全町で抱えている深刻な課題として危機感を持たなければならないと思っています。

このまま高齢化が加速し、高齢者の独り暮らし世帯、夫婦のみ世帯、後期高齢者世帯が増え続ければ、近い将来、集落が消滅に向かい、残された住民では支え切れなくなります。中でも高齢者生活支援に関する課題は、早急に対応策を考えなければならない大きな課題です。

そこで、まずは働く意欲の高い高齢者を募りグループ化し、一定の作業や一部の労働を担っていただく仕組みをつくり、そのグループ運営団体に活動奨励金等を支給するような仕組みを創設してはいかがでしょうか。高齢者の仲間づくり、生きがいづくりにつながるのと同時に、遊休農地の有効活用につながる施策になるものと思います。

現在本町には、雑穀栽培を中心としたグループが幾つかあり、生きがい対策や仲間づくりを目的に二、三年前から活動をしている団体があります。グループの代表者によると、「高齢になると1人での農作業には限界があるが、複数の人数が集まれば人数以上の力が出て、仲間を通して笑いが絶えず、仲間づくりに大いに役立っている」というような話があるとのこと。行政による積極的で幅広い支援があれば、町民の生きがい対

策につながるとは思いますが、町長の見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、佐藤安美議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者グループへの活動支援についてであります。本町の高齢化率は本年11月末現在で46%と、実に町民の半数近い方が高齢者という状況であり、高齢化率の進行に危機感を抱くとともに、全世代の皆様から主体的にまちづくりに参加いただくことへの重要性が一層増していることを実感しております。

町では、これまでも働く意欲のある高齢者を応援するため、町シルバー人材センターへの財政支援を行っております。当該事業には、働く側には就労機会が確保され、経験や能力を生かした社会参加といったメリットもあり、仕事を依頼する地域の側には労働力不足の解消のほか、世代間交流、経験や知識の伝承といった利点があるものと認識をしておりますので、今後も大いに活用をしていただきたいと考えております。

また、町民アイデア実践支援事業や各地域振興協議会が実施する地域振興事業など、まちづくりに取り組む皆様の活動支援に取り組んできたところでもあります。町民アイデア実践支援事業につきましては、本年度は5団体がそれぞれ企画する事業を実践しており、雑穀栽培や郷土料理の移動販売、食文化体験会など、個性を生かし、自主性を持った活動に取り組んでおります。

議員ご案内のとおり、グループでの地域活動は、仲間づくり、生きがいくりにつながる活動であり、ひいては地域の活性化にもつながる重要な役割を担っておりますことから、引き続き町民の皆様が自主的な活動ができるよう支援をしてまいりたいと考えております。

あわせて、議員ご提言のグループによる遊休農地の活用につきましても、農地の荒廃防止と地域資源の活用、地域コミュニティの強化に資する大変有意義な取組であると認識をしております。現在雑穀の栽培と販売に対する奨励事業や、グループで雑穀の栽培をし、それを収穫して皆で味わうといったコミュニティ活動に取り組んでいる地域振興協議会もありますことから、町といたしましてもさらなる活動の広がりに向けて期待を寄せて

いるところであります。

まちづくりの主役である町民の皆様が生きがいを持って楽しく生活できる町であること、そして高齢者のみならず町民の皆様の所得向上は、町として取り組むべき大きなテーマの一つでありますことから、今後とも効果的な施策を多角的に研究をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 支援について、町長の答弁で前向きに考えていただいていると。大変感謝申し上げます。

そこで、私12月2日に、グループによります収穫して味わう会に参加させていただきましたけれども、20人以上の参加でいろいろな話を聞くことができました。その中で、収穫した喜びはもちろんありますけれども、収穫するまでの苦労話が多かったように感じたところであります。その中で、雑穀は種まきするに当たって、種が小さいものから、種まきするに大変であるとか、草取りは4回以上やらないと雑草に負けて実りが悪いという話が多く聞かれまして、やはりそういった播種、種まきする播種機とか、草を取る管理機とか、そういったものがあればいいなという話を伺ってきました。そういった中で、こういった機械購入への支援があれば、より一層やりがいがあるものではないかなと思って感じてきましたけれども、その辺について担当課のほうからご答弁いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員からお話のありましたこういったグループ活動というのは、結論から申し上げますと大変いいことだと思っております。これは、高齢者に限らず、そういった方々が集まって自主的に活動することによって、生きがいを感じたり、やりがいを感じたり、そういったところだと思います。そこには、現時点では町民アイデア実践支援事業というのがございまして、これに今年度も5グループ採択になってやっていますけれども、こちらが5人以上のグループで20万円を上限に9割補助ということでやっております。この中で雑穀をやりたいというグループもあり

まして、その方にも交付しておりますが、備品等も対象になっておりますので、1つには現時点である制度としてはこういったのもぜひ活用していただきたい。この計画は、あと6年から8年までやるということで今計画しておりますので、こういったのは我々も町民の皆さんにPRいたしますし、ぜひ議員のほうからもそういったお話もしていただければ活用は可能ではないかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 再質問、2番、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 大変ありがたいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

次に、高齢者の独り暮らし世帯についてお伺いしますけれども、近年独り暮らし世帯も増え続けているように思われます。子、孫さんが諸事情によりまして家に戻れないことも多々あると思いますけれども、子供さん、孫さんたちが離れていても、遠くからでも親の様子が分かれば、そこに住んでいる独り世帯の方も安心して生活ができるのではないかなと思っておりますけれども、そこで私の提案でございますけれども、人感センサーというものがあまして、それはそこにセンサーを取り付けておけば、人の動きが分かるようなセンサーのようですけれども、そういったものも支援していけば見守りにもつながると思いますし、生きがい対策にもつながるのではないかなと思っておりますけれども、その辺について考えをお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

高齢者の見守りにつきましては、老老世帯あるいは独り暮らしを中心に各関係機関、あるいは当然当課でも包括支援センターあるいは保健師中心に見守りを続けているところであります。見守りに対しましても、独り暮らしの方々には、人感センサーのような安全なところまではまだ至ってはおりませんが、緊急連絡的な通報の装置というのは補助制度がありまして、それに対しては、該当するの方々に対しましてはそういった支援というのは行ってございます。今議員おっしゃられた防犯面からの支援という中身になるのは、今現在ちょっとまだそういったところまでは至っておりませんので、ご了承いただきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 2番、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） まだセンサーについてはやっていないようですけれども、今後も

し希望者があれば、そういったことも前向きに考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、遊休農地対策についてでございますけれども、これは農林水産課長に伺いますけれども、短角牛の農家もこの秋で3件廃業があったと私聞いておりまして、遊休農地はますますこれから増えていくものと予想されます。農業委員会でも農地集積等々を進められていると思いますが、集積農地というのも限られた農地になると私は思っております。機械化できないところを集積もなかなか難しいものもあると思いますので、そういった中で集積できない、機械化できない農地を今後どのように考えていくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の遊休農地に関する部分でございますが、現在遊休農地は全耕地面積の約10%、面積で大体200ヘクタールほどございます。今後担い手の不足、高齢化等により、ますます遊休農地が増えていく危険性が高まってくるだろうと思っております。その中で、町といたしましては、先般国の法改正によりまして、地域計画を市町村でつくっていただきたいという動きになってございますし、この地域計画のまず基となる10年後を見据えた目標地図が農家の方々、皆さんにとっては一番分かりやすいものなのかなというふうに思っております。

議員ご質問の今後の遊休農地、耕作しにくい部分につきましては、そういった目標地図の中で今後継続して利用する農地、あるいは利用がやはり難しい農地というようなことで色分けをしていきながら、森林に返すとか、あるいは地域の団体とか、別な意味での活用ができないかとか、そういったところを地域の皆さんと相談しながら決めていくというふうなことで考えてございます。いずれ地域の担い手の皆さん、地域の方々と相談しながら、その点については進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 集積できない場所は、農家で相談しながら進めていくという答弁ですが、そういった中で先ほど質問しました雑穀栽培とか、いろんな栽培が小さい農地でもできると思います。そういった中を相談の中で進めていただき、そしてそういった

支援策等々、やはり必要だと思いますので、そういったことも含めまして支援を考えていただき、そして昨日も鳥獣被害対策の質問も3人からありましたが、これもまた耕地することによって鳥獣被害対策にもつながると思いますし、そして雑穀を栽培する中で、いろんな作物を栽培する中で生きがい対策につながると思いますので、あらゆる支援が必要だと思いますので、よろしく願いいたしまして、以上で質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで2番、佐藤安美さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時39分）

令和 5 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 1 2 月 1 9 日 午 後 4 時 1 0 分				
	閉 会	令 和 5 年 1 2 月 1 9 日 午 後 5 時 2 5 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 2 人 欠 席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	×
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	税 務 出 納 課 総 括 室 長	田 鎖 雅 樹
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月19日(火曜日)午後4時10分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第5号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 1 議案第13号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第14号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 1 3 請願第 1 号 令和 5 年 8 月 13 日からの大雨被害対策に関する請願

(産業常任委員長報告)

日程第 1 4 発議案第 2 号 令和 5 年 8 月 13 日からの大雨被害対策に関する意見書 (案)
の提出について

日程第 1 5 発議案第 3 号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的
休戦を求める決議について

閉会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、早川ケン子さんから所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時10分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、合砂丈司さん、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 合砂丈司君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（合砂丈司君） 令和5年12月19日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算審査特別委員長、合砂丈司。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・

子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について、原案可決。

議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上であります。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、議案第13号 岩泉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第13号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について。

岩泉町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月19日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

それでは、議案第13号 岩泉町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、令和2年12月に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び同法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されることに伴い、子ども・子育て支援の拡充策として国民健康保険の出産被保険者の保険税の減額を行うため、岩泉町税条例の一部を改正するものでございます。

改正文の文言だけでは分かりにくい部分がございますので、最後のページ、8ページに参考資料2としまして今回の改正内容を要約した資料をおつけしておりますので、御覧願いたいと存じます。

資料上段、対象となる方・受付期間ですが、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象となり、出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後にも届出可能となっております。

資料中段、国民健康保険税の減額方法としましては、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から翌々月までの相当分が減額されます。多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から2か月後までの6か月相当分が減額されます。

なお、令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分の保険税が減額されることとなります。

必要書類は、届け書、母子健康手帳などとなっております。

改正内容につきましては、5ページからの参考資料1、新旧対照表により順に説明さ

せていただきます。

まず最初に、5ページから6ページにおいて第142条第3項を新設し、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合の出産被保険者分の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について定めております。

減額の対象となる期間につきましては、単体妊娠では4か月、2人以上の多胎妊娠では6か月分が減額の対象となります。

続きまして、6ページから7ページでは第143条の3を新設し、出産被保険者分の国民健康保険税の減額に係る届出に必要な書類や届出の時期について定めております。

なお、同条第4項においては、必要な内容を町長が確認できる場合は届出を省略させることができる旨規定してございます。

最後に、4ページにお戻り願います。附則第1項において、この条例の施行日は令和6年1月1日とし、第2項において改正後の岩泉町税条例の規定は令和6年1月以後の国民健康保険税について適用し、令和5年12月以前の国民健康保険税については、なお従前の例によることとしてございます。

なお、現段階で本改正により減額対象となる国民健康保険被保険世帯は、1世帯の見込みとなっておりますことを申し添えます。

以上で岩泉町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、議案第14号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第14号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,136万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億722万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月19日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第14号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、いまだ先の見えない原油、物価高騰に直面する町民、事業者の皆様に対し、継続した負担軽減支援を講じるものであります。

ご案内のとおり、国の補正予算が11月29日成立、また岩手県においても12月12日に補正予算が可決となったところであり、これに呼応し、一足でも早く皆様への支援を行うため、第6号として追加提案での補正予算をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。今回の補正予算項目は全て、別冊でお配りしております令和5年度補正予算新規事業等概要に網羅されておりますので、概要書に沿って私のほうからまとめてご説明させていただきます。

別冊、補正予算新規事業等概要書を御覧願います。資料に沿って可能な限り簡潔にご説明させていただきますので、ご了承願います。

なお、全事業とも国庫補助金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としておりますが、まだ満額の内示とはなっていないことから、表の一番下段の財源内訳で一般財源充当が発生していることを申し添えます。

それでは最初に、2ページを御覧願います。3款1項1目、事業名は福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業です。

事業の目的、内容であります。町内の入所系及び通所系並びに訪問・相談系の福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、燃料費、光熱水費及び食材料費の高騰する経費の一部を支援するものであります。

支援の内容としましては、事業所割として1事業所当たり3万円、定員割として定員1名当たり入所系7,000円、通所系2,000円を単価として積算します。

事業費は、事業所割が25事業所、75万円、定員割として入所系定員241名、通所系定員231名、計472名分となり、214万9,000円、事業費トータルは289万9,000円となっております。

今後のスケジュールとしては、令和6年1月末日までに申請受付し、申請書類確認後、順次支給開始予定でございます。

続きまして、3ページを御覧願います。5款1項3目、事業名は農業生産資材価格高騰対策支援事業です。

事業の目的、内容であります。町内の米、野菜及び果樹等を販売している耕種作物農家に対し、燃料、肥料等の農業生産資材の高騰する経費の一部を支援するものであります。

支援の内容としましては、令和4年の農業販売収入の総額に3%を乗じた額を交付することとし、1経営体当たり上限額20万円、下限額6,000円を交付します。

新規就農者につきましては、資料記載のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

事業費は625万円、今後のスケジュールとしまして、令和6年1月上旬、制度周知を行い、順次受付開始予定でございます。

次に、4ページを御覧願います。5款1項4目、事業名は家畜飼養資材価格高騰対策

支援事業です。

事業の目的、内容であります。町内の畜産経営体に対し配合飼料、燃料等の家畜飼養資材の高騰する経費の一部の支援を行い、また飼料生産農地の拡大や反収の増加により生産コストを低減させ、生産基盤の充実、経営の安定化を図る畜産農家に対し、その経費の一部の支援を行うものでございます。

支援の内容ですが、家畜飼養資材価格高騰支援分としては、1経営体当たり100万円を上限とし、1頭当たり乳用牛4,000円、肉用牛2,500円、肉豚500円の単価で積算した額を交付します。

また、草地更新等支援分としては、農地を活用して牧草を作付する場合及び既存の草地を更新する場合に種子、肥料等を対象経費とし、1ヘクタール当たり27万8,000円を上限として交付します。

事業費は2,071万9,000円、今後のスケジュールとしまして、令和6年1月上旬、制度周知を行い、順次受付開始予定でございます。

続きまして、5ページを御覧願います。5款2項2目、事業名は林業事業者等燃料価格高騰対策支援事業です。

事業の目的、内容であります。町内の素材生産、製材加工、製炭事業者に対し、高騰する燃料等経費の一部を支援するものであります。

支援内容としましては、素材生産等に使用する作業機械1台当たり1万5,000円、原木運搬に使用する4トン以上の車両1台当たり1万5,000円で算定した金額の合計額を交付します。

事業費は198万円、今後のスケジュールとしては、令和6年1月上旬、制度周知を行い、順次受付開始予定であります。

次に、6ページを御覧願います。5款2項2目、事業名は特用林産事業者燃料価格高騰対策支援事業です。

事業の目的、内容であります。町内の特用林産事業者のうちハウス栽培のシイタケ生産者に対し、高騰する燃料等経費の一部を支援するものであります。

支援の内容としましては、シイタケ栽培用ハウス面積に100平方メートル当たり1万1,000円乗じた額を交付します。

1 事業体当たり上限100万円とし、事業費は110万円であります。

今後のスケジュールとしては、令和6年1月上旬、制度周知を行い、順次受付開始予定あります。

続きまして、7ページを御覧願います。5款3項2目、事業名は漁業者経営継続支援事業です。

事業の目的、内容であります。物価高騰の影響を受けながらも、物価上昇に実際の水揚げ額が追いついていないことを踏まえ、漁業経営の継続を図るため、町内の漁船を所有し漁業に従事している方々への支援を行うものであります。

支援の内容としましては、漁船規模に応じて1事業者当たり100万円を上限とし、表のとりの単価で積算した額を交付します。

事業費は561万4,000円、今後のスケジュールとしては、令和6年1月上旬、制度周知を行い、順次受付開始予定であります。

最後に、8ページを御覧願います。6款1項2目、事業名は町内消費購買拡大事業であります。

事業の目的は、物価高騰の影響を受けている町民の皆様に対し、プレミアムつき商品券の発行を通じて消費を下支えし、併せて町内商店等での消費購買を促し、地域経済の活性化を図るものであります。

事業の内容としましては、岩泉商工会に対する補助事業として実施し、事前予約制とします。

町内の事業所で使用できるプレミアム龍ちゃん商品券1万2,000円分を1万円で販売し、セット数は1万セット、1人6セットまでとします。

引換え予定日は、令和6年2月下旬予定で、使用期間は令和6年3月から8月までとします。

事業費は2,280万円となります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

議案第14号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）の予算書7ページを御覧願います。

10款1項1目地方交付税で普通交付税2,838万5,000円を計上しております。これは、経済対策として国の補正予算で普通交付税が追加交付となったものであります。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金で、こちらも国の補正予算対応となった物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金3,297万7,000円を増額計上しております。

最後に、4ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費であります。

今回補正予算をお願いしている全事業は、町民の皆様にも少しでも早く支援が行き渡るようスピード感を持って事業を推進いたしますが、時期的に年度内完了への不安が多少なりともあることから、計7事業、総額6,136万2,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を項ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、先に歳出を項ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。

8ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

1項を終わります。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、質疑はありませんか。

6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） お尋ねしたいのは、この場合農家の定義、販売金額が幾ら以上とかというところは決めているのか。販売農家は、通常50万円以上が販売農家とされているけれども、そういうところが記載がないのですが、明確なところはどこを基準に

しているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容でございますけれども、下限のほうを今回設定させていただいてございますので、そうすると交付額で6,000円という、下限のほう……

〔すみません、マイクが籠もって聞こえない〕という人
あり〕

○農林水産課長（佐々木修二君） 失礼しました。

補助金のほうの新規事業概要等説明資料にもございますが、交付の上限が1経営体当たり20万円ですけれども、下限額を6,000円に設定してございます。申告のほうの農業収入の3%というところになりますので、そちらのほうは制度の周知を徹底しながら、申請のほうは受けてまいりたいなというふうに考えてございました。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤安美議員。

○2番（佐藤安美君） 概要説明の中で草地更新等の支援分がありますけれども、草地更新で、例えば共同で草地更新をしたということになった場合、それも対象になるでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 当該事業の対象者、資料にございますとおり、町内に住所を有する畜産経営体としてございますので、草地を共同でやっている方も対象というふうに捉えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） そういった中で、前年度の売上げのパーセントがありましたっけか。そういった場合にはどのようにするのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長から答弁願います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 家畜飼養資材価格高騰対策支援事業の草地更新等の支援事業につきましては、前ページでございます農業生産資材のほうの耕種農家の対象事業は農業販売収入の3%というふうにしてございますが、こちらの草地更新についてはそういった条件はございませんので、草地を所有、牧草を作付する場合とか草地を更新

した場合に対象となるものでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） すみませんでした。補助率の定額、1ヘクタール当たり27万8,000円を上限とする、これですね。そうした場合、共同でやっている面積の1ヘクタール当たりの金額と考えておけば、よろしいのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 共同で草地をされているという方については、代表で申請をしていただきたいなというふうに考えてございます。

なお、補助率の定額につきましては27万8,000円を上限ということで、これを超える場合、経費が超えた場合には上限額を適用させていただきますが、下回った場合にはその額で交付という内容になります。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） 家畜飼養資材価格高騰支援分で、それぞれ乳用牛、肉用牛などの単価がありますが、算出根拠はどのようにして算定したのかお伺いします。

以前農林水産省のデータを基に、JAさんだっただけなんですけれども、牛1頭当たり乳用牛で7,000円ぐらいだったような気がするし、肉用牛で4,000円だったか5,000円だったかと記憶しているのですが、その根拠をお示してください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容の件でございますけれども、積算根拠といたしましては、肥料とか使われる牧草栽培、飼養作物栽培をされる畜産農家については肥料とか、それに関連する資材の分を見てございますし、加えまして配合飼料のほうも国県のほうの支援も通常分であるわけでございますけれども、農家さんの負担する部分も相当ありますので、配合飼料の高騰分も見込んでの1頭当たりというふうに積算してございます。そういう内容で、すみませんが。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 根拠が100%ではないだろうから、そのうちの何割程度というこ

とで出すのかというところをお尋ねします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 考え方として、資材の価格高騰分の2分の1というところで考えてはございますが、激変的な緩和、徐々に、徐々に支援額も下げていかなければならないというところも踏まえて、そのさらに6割相当という考えで今回は組み立ててございます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、2番、佐藤安美議員。

○2番（佐藤安美君） 関連ですけれども、「1頭につき」とありますけれども、この頭数はいつ時点の頭数でしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 基準となる日でございますけれども、令和5年の12月31日現在を想定していきなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂丈司議員。

○11番（合砂丈司君） 2番議員とも関連ありますが、草地更新についてお聞きします。

27万8,000円を支援するということですが、これによって例えば更新に伴って減収というか、牧草が取れない時期があると思うのです。そういった場合、そこも含めての27万8,000円の支援なのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 一般に牧草地を更新する場合には、8月、9月頃の草地の播種という適期があるかと思えます。その前に1番草、2番草は収穫できる状況にあるかと思えますが、3番草の分は収穫できないというところはございますけれども、今回の事業でその点についての補償については事業の対象外という形で考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） すると、あくまでもそれは個人で我慢するということですか。はい。分かりました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） 今年度は、物価高騰等で今回の議会に追加補正をしていただきま

して、まずこれについて評価するものです。

それで、今の農業生産資材についてちょっとお尋ねしますが、さきの一般質問で、今度果樹等もこれに含まれておりますけれども、熊等の被害で3割、半分とか8割とか被害があったところあるのですけれども、今回これは肥料、農薬、燃料等の、あるいは果樹農家は薬等があるかと思いますが、それに対するこれは支援ということで、確認ですが、そういうふう理解してよろしいでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員お見込みのとおり、令和6年の栽培に向けた経営を継続していただきたいというところで、令和5年中の経費の一部を支援するというもので制度設計を組み立ててございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） さきのご答弁で支援するという前置きがありますけれども、支援するというふうなことでありました。減収に対しても別途、そうしますと今回の補正予算でなくて、今後の別途新たに考えているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回今年度におきましては減収というところで、厳しい状況が生じたところではございます。ということで令和4年の農業販売収入を基準としてやらせていただくことにしてございますので、その3%ということで考えてございます。

熊被害というところもございましたけれども、それに係る分も補えるかどうかは分かりませんが、この事業で補って、来年の継続につなげていただければなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫龍介議員、どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） 1点お伺いします。

対象事業者、制度周知が6番にありまして、「ぴーちゃんねっと及び郵送」とあります。ということは、対象事業者は把握されていると思います。3目と4目の対象事業者をお伺いします、数を。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） どちらの事業におきましても、対象と見込んでいる戸数は95戸、どちらも95戸と見込んでございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、次に2項林業費に入ります。質疑はありますか。
4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） 確認しますが、素材生産の作業機械1台当たりの作業機械はいっぱいあると思いますけれども、これはどういう……詳しくないのですが、これは小さいのから大きいのまでいろいろあるかと思えますけれども、どういうことを指しておりますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 林業機械で使われる機械は、あまり小さなものはほぼないというところで、規模が大きいものがございます。例えばバックホーのような耕運機、あるいはフォワーダー等の運搬、あとはトラックですけれども、トラックだけは4トン以上ということ考えているところでございます。

こちらの内容につきましては、令和4年度におきまして実施した事業と同じスキームでつくってございますので、それを基に対象となる大体数も把握してございますので、大体同じような内容で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 私は、特用林産事業の関係でお聞きしますが、特用林産は干しシイタケを作る場合は乾燥機使うわけだ。当然燃料も使うと。いわゆる干しシイタケの生産者に対しての今回外した理由は何ですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 原木シイタケの乾燥でも燃料等を使うというところで、事業者の皆さんちょっと聞き取りをしたところでございますが、高騰分として見られる部分が5,000円に満たないというような状況もございましたので、あとは事業体の皆さんによっては稼働があまり見られないところも少なくなっている状況もありましたので、今回はハウス栽培で暖房を使うというところを支援していきたいというふうに考え

たところでございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、次に進みます。3項水産業費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

それでは次に、6款1項商工費に入ります。質疑はありますか。

6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） 前回から予約制ということで、その前は欲しい皆さんが早い者勝ちで購入して、本当に広く行き渡ったのかどうかというところがなかなか検証ができなかったのですが、どんなものでしょうか。前回予約制でやって、今回も予約制ということで、広く販売がされたというふうに認識していいのかというところをまずは伺います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

広く町民の皆様に購入されたのかというご質問ですけれども、ここ3年間の延べ購入者の数を答弁させていただきますが、令和3年度は1,277人、令和4年度は2,355人、本年度、令和5年度は2,118人となっております。令和4年度は、プレミアム率30%としたこと、それから追加で5,000セットを販売して1万5,000セットということで、こういったこともあって令和4年度がこの3年間の中では購入者が一番多い数字となっております。推移を見ますと購入者は増えているというふうに確認しております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 要はそういう結果になればいいなと前々から思っていて、やっぱり一部の人に偏ったのではなくて、広くみんなに行き渡らないと、効果としてまず出てこないだろうということで、予約制のほかにもまだ何かあって、もっと広く行き渡ることができるかもしれないので、その辺はこれから研究していただいて、もっともっと皆さんに購入できるような仕組みをつくってほしいなと思います。要望しておきます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫龍介議員。

○13番（八重樫龍介君） 前回初めて予約制でプレミアム商品券を販売したわけですが、予約だけで1万セット完売されたのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長、答弁どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 前回、今年度の予約による数量ですが、1万セットに対しまして約9,300セットの事前申込みがございました。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 700セット残ったわけですが、再販売の周知の方法はどうされたのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 再販売の周知につきましては、ぴーちゃんねっと、それから商工会によるチラシを作成しまして、周知をいたしました。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、商工費終わります。

これで歳出を終わります。

これから歳入の質疑を行います。

7ページをお開きください。10款地方交付税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、次に14款国庫支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

これから第2表、繰越明許費に入ります。

4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第13、請願第1号 令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、三田地久志さん、どうぞ。

〔産業常任委員長 三田地久志君登壇〕

○産業常任委員長（三田地久志君） 令和5年12月19日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。

産業常任委員長、三田地久志。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

請願第1号、令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの産業常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第14、発議案第2号 令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 発議案第2号、令和5年12月19日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。提出者、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。賛成者、岩泉町議会議員、佐藤安美、同じく三田地久志、同じく三田地泰正、同じく畠山和英、同じく三田地和彦。

令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する意見書（案）。

令和5年8月13日からの大雨は、岩泉町小本の中島・卒郡の両地区に、またも大きな被害をもたらしました。最寄りの気象庁の観測地点である岩泉町小本では、観測史上最大となる降り始めからの総雨量が613ミリを記録したものであります。特に雨の強かった8月13日は、1時間当たりの雨量が100ミリを超えたときに発表される「記録的短時間大雨情報」が3度も発表されるなど、かつて経験したことのない豪雨に見舞われました。

近年、中島・卒郡の両地区は、台風・大雨の被害に立て続けに見舞われています。降水量は年々増加傾向にあり、今回の大雨が613ミリ、令和元年台風第19号が450ミリ、平成28年台風第10号が248ミリ（岩泉町岩泉）となっています。

これまで対策をいただいているおかげで、被害が抑制されているところではありますが、残念ながら今回の大雨でも被害が発生しました。

つきましては、現地が置かれているこの厳しい状況にご理解を賜り、さらなる対策を治山・砂防の連携を含めて、下記事項について改めて強く要望します。

記。1、中島地区内の砂防堰堤の流末への排水施設の設置。岩泉町中島字中島116番地、117番地北側の砂防堰堤の下流では、度重なる土砂、雨水の流出が民家に被害を及ぼしており、排水施設を整備するなどの対策を講じるよう求めます。

2、中島地区内の治山堰堤の流末への排水施設の設置。岩泉町中島字中島96番地2北側の治山堰堤の下流では、度重なる土砂、雨水の流出が民家に被害を及ぼしており、排水施設を整備するなどの対策を講じるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月19日、岩手県岩泉町議会議長、菊地弘巳。

次ページに提出先を挙げておりますので、御覧ください。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

発議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

おって、発議案第2号の意見書は、本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第15、発議案第3号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 発議案第3号、令和5年12月19日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。提出者、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。賛成者、岩泉町議会議員、畠山和英、同じく合砂丈司、同じく八重樫龍介、同じく三田地久志、同じく畠山昌典。

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議について。

標記について、岩泉町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

別紙を御覧ください。パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議。

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされているとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

岩泉町議会では、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、次のとおり訴える。

1、即時かつ持続的な人道的休戦及び人質の即時解放。

2、国際法、国際人道法の遵守。

3、人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善。

以上、決議する。

令和5年12月19日、岩泉町議会。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

発議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 5時25分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署名議員

合 砂 丈 司

署名議員

三 田 地 泰 正

署名議員

八 重 樫 龍 介
